

別冊

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画

(平成25年度)



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

第4次茨城県地域福祉活動推進プランでは、時代の変化に即応し、実施項目の追加・変更等ができるよう、実施計画を別冊としています。

計画の推進期間中、常時、最新の実施計画を確認し、職員間における事業の相互点検・課題の共有化を図ります。

なお、本実施計画は、計画の進行管理と併せ、評価を毎年度実施し、その結果を総合企画委員会などにおいて報告します。

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画目次

■ 第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画目次	1
■ 第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画一覧	5
■ 第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート	13
使命1 支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
約束1 福祉の大切さを伝える	
挑戦1 みんなの地域をみんなでつくる	
1 はんどちゃんネットワーク運動による住民参加の促進	13
2 【新】「絆」づくり市町村社協チャレンジ応援モデル指定事業の実施	14
挑戦2 知ってもらおう第1歩	
3 ボランティア活動の啓発促進	15
4 ボランティア活動に関する情報収集及び提供	16
5 「わくわくライフいばらき」の発行	17
6 ホームページの運用	18
7 広報誌「いばらきの社会福祉」の発行	19
8 リーフレット等による広報	20
9 新聞等による広報	21
10 茨城県社会福祉大会の開催	22
11 児童・老人福祉週間・月間の啓発	23
12 茨城県総合福祉会館の運営・管理	24
挑戦3 思いやりの心を育てる	
13 福祉教育推進セミナーの開催	25
14 福祉教育協力学区指定事業の推進	26
15 福祉体験機材等の貸し出し及び整備・充実	27
16 義務教育教員免許志願者介護等体験受入調整事業の実施	28
約束2 福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
挑戦4 ボランティア・市民活動を支える・つなげる	
17 ボランティアセンター運営委員会	29
18 ボランティア基金の運営管理	30
19 交通遺児福祉基金の運営管理	31
20 海外援助福祉基金の運営管理	32
21 善意金品の預託と払い出し	33
22 地域福祉活動に取り組むボランティア・NPO等の支援と連携	34
23 ボランティア基金利息等を活用した助成支援	35

挑戦5	高齢者自ら支える	
24	全国健康福祉祭への選手派遣	36
25	いばらきねりんスポーツ大会・交流大会の開催	37
26	いばらきねりん文化祭の開催	38
27	ニュースポーツの普及推進	39
28	元気シニア地域貢献事業の実施	40
29	高齢者はつらつ百人委員会活動への支援	41
30	「セカンドライフ茨城」への支援	42
31	わくわく元気アップ講座の開催	43
挑戦6	新たな担い手を育てる・つなげる	
32	小地域福祉活動セミナーの開催	44
33	ボランティア養成事業の支援	45
34	ボランティア・市民活動フェスティバルの開催	46
35	防災ボランティアの養成	47
36	茨城県総合防災訓練等への参加	48

使命2 安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者への支援)

約束3 その人らしさを引き出し・守る

挑戦7	自立への手助け	
37	日常生活自立支援事業の実施	49
挑戦8	利用者の声に耳を傾ける	
38	運営適正化委員会の円滑な実施	50
39	苦情解決制度の普及促進	51
挑戦9	サービス利用の安心を届ける	
40	第三者評価事業の推進	52
41	外部評価事業の推進	53

約束4 生活困窮者への自立支援

挑戦10	安心した生活を支える	
42	生活福祉資金貸付・運営事業の実施	54
43	不良債権調査の実施	55
挑戦11	多様な取り組みを通じて寄り添う	
44	【新】低所得世帯児童・生徒への学習支援	56

使命3**質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)****約束5 福祉を支える人を増やし・資質を高める****挑戦12 福祉人材を確保し定着させる**

45	福利厚生センター(ソウェルクラブ)事業の充実	57
46	茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度の充実	58
47	事業所内保育事業の促進	59
48	マッチング支援体制の整備・充実	60
49	就職面接会・就職相談会等の開催	61
50	福祉・介護職確保セミナー等の開催	62
51	介護福祉士等修学資金貸付事業の実施	63
52	福祉・介護職員確保特別対策事業の実施	64
53	職場体験事業の推進	65
54	福祉・介護人材マッチング機能強化事業の充実	66
55	福祉・介護人材キャリアパス支援事業の実施	67
56	福祉・介護人材確保対策連携強化事業の実施	68
57	介護支援専門員実務研修受講試験実施事業の実施	69
58	介護支援専門員実務研修事業の実施	70
59	介護支援専門員更新研修事業の実施	71
60	介護支援専門員再研修事業の実施	72

挑戦13 福祉人材を育成する

61	社会福祉従事者研修事業の推進	73
62	【新】地域福祉活動実践事例集の作成	74

約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む**挑戦14 市町村社協と共に考え共に進む**

63	市町村社協職員専門講座の開催	75
64	市町村地域福祉活動計画及び社協発展強化計画策定の推進	76
65	市町村社協常務理事・事務局長会議の開催	77
66	市町村社協の支援と協働	78
67	市町村社協実務研修生の受入れ	79
68	ボランティア担当職員等の養成・支援	80
69	市町村社協地域包括支援センター連絡会の充実	81
70	【新】next(ネクスト)事業の実施	82
71	【新】地域包括ケアシステムの推進強化	83

挑戦15 施設・事業所を支え共に進む

72	福祉医療機構借入金利子補給事業の継続	84
73	経営改善支援事業の実施	85
74	社会福祉施設の地域貢献活動への支援	86

挑戦16 団体とつながり共に進む

75	県社協が事務局を担っている又は事務協定等を結んでいる団体の支援	87
----	---------------------------------	----

挑戦17	新たに関わり共に進む	
76	【新】大学との連携協定の締結	88
77	【新】生活困窮者への食材提供事業の実施	89

使命4 切り拓く福祉(新たな生活課題への対応)

約束7 ニーズに気づき・こたえる

挑戦18 ニーズを把握する

78	【新】多様化する生活課題の調査研究活動	90
79	志民の学び縁卓会議（福祉教育推進に関する調査研究事業）の実施	91

挑戦19 ニーズにこたえる

80	【新】成年後見制度の啓発及び利用支援	92
81	【新】生活困窮者支援事業の対応促進	93

使命5 前進する県社協(県社協の組織の充実)

約束8 歩み続ける県社協

挑戦20 人が育つ・人を育てる

82	生涯研修の実施	94
83	市町村社協職員等との相互交流の実施	95
84	職員の自己目標の設定と評価	96
85	効果的な運営に向けた職員の意識改革を促す取り組み	97

挑戦21 しなやかな組織づくり

86	会員拡大事業の推進	98
87	働きやすい職場づくり	99
88	理事会・評議員会の充実	100
89	総合企画委員会の開催	101
90	効率的な運営体制の整備	102
91	横断的な組織による事業の推進	103

挑戦22 必要な財源の確保

92	災害時救援活動・地域福祉推進積立金の運用	104
93	予算対策活動の充実	105
94	事務量及び経費削減の促進	106
95	自主財源確保に向けた事業の検討	107

挑戦23 災害時に備えた支援体制づくり

96	災害対応マニュアルの運用	108
----	--------------	-----

■ 第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画における数値目標 109

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画一覧

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画一覧

使命1 支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）

約束1 福祉の大切さを伝える

挑戦1 みんなの地域をみんなでつくる

実施項目		目的 (何のために)	担当部
1	はんどちゃんネットワーク運動による住民参加の促進	県民の地域活動への参加を促し「共に生きる福祉社会づくり」をめざし、事業の企画・検討・実施または支援活動を行う。	福祉のまちづくり推進部
2	【新】「絆」づくり市町村社協チャレンジ応援モデル指定事業	地域で課題を持った孤立しがちな住民の支援を強化することによって、地域で助け合い・支え合う福祉社会の構築を図る。	福祉のまちづくり推進部

挑戦2 知ってもらふ第1歩

実施項目		目的 (何のために)	担当部
3	ボランティア活動の啓発促進	ボランティア活動の啓発促進、活性化。	福祉のまちづくり推進部
4	ボランティア活動に関する情報収集及び提供	ボランティア活動への参加をよびかけ、推進を図り、社会的関心を広く喚起する。各市町村におけるボランティア状況を調査し、活動促進のための基礎資料とする。	福祉のまちづくり推進部
5	「わくわくライフいばらき」の発行	高齢者を対象とする総合情報誌を発行し、茨城わくわくセンターの事業等のほか、高齢者の生きがいや健康づくりに関する情報及び趣味・娯楽・スポーツに関する情報等を県民に提供することにより高齢者の生きがいづくりを支援する。	わくわく事業推進部
6	ホームページの運用	最新の福祉情報を提供し福祉に関する意識高揚を図るとともに、県社協の活動内容や事業・制度を広く広報するため、ホームページを運用し、情報提供の充実に努める。	企画室
7	広報誌「いばらきの社会福祉」の発行	県民に対し、最新の福祉情報を提供し福祉に関する意識高揚を図るため、広報誌を発行し、情報提供の充実に努める。	企画室
8	リーフレット等による広報	リーフレットやポスターの作成により、県社協の活動内容や事業・制度の周知・広報を図る。	各部
9	新聞等による広報	新聞やラジオ・テレビなど広報媒体を活用し、県社協の活動・実施事業の周知・広報を図る。	各部
10	茨城県社会福祉大会の開催	多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった皆様の顕彰し、「誰もが その人らしく安心して暮らせる福祉社会」を推進する契機として開催する。	企画室
11	児童・老人福祉週間・月間の啓発	児童福祉週間・老人週間の広報周知を行い、福祉週間の啓発・普及を行う。	福祉のまちづくり推進部
12	茨城県総合福祉会館の運営・管理	社会福祉活動の拠点として、県民が集い・学び・交流の場としての研修室等の機能の充実に努める。	総務部

挑戦3 思いやりの心を育てる

実施項目		目的 (何のために)	担当部
13	福祉教育推進セミナーの開催	地域・学校・家庭が協働して福祉教育に取り組み、子どもたちの福祉への関心を高め、福祉社会の担い手を育む教育を推進する。	福祉のまちづくり推進部
14	福祉教育協力学区指定事業の推進	地域・学校・家庭が協働して、子どものときから社会福祉への理解と関心を高め、助けあい活動を育む福祉教育を推進する。	福祉のまちづくり推進部
15	福祉体験機材等の貸し出し及び整備・充実	福祉体験機材等の貸し出しを行うことにより、福祉に関する理解を深める。	福祉のまちづくり推進部
16	義務教育教員免許志願者介護等体験受入調整事業の実施	義務教育教員免許志願者に対する介護等体験が円滑に実施されるよう、大学等と社会福祉施設との受入調整を行う。	福祉事業部

約束2 福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる

挑戦4 ボランティア・市民活動を支える・つなげる

実施項目		目的 (何のために)	担当部
17	ボランティアセンター運営委員会	ボランティア活動の充実を図る。	福祉のまちづくり推進部
18	ボランティア基金の運営管理	県内におけるボランティアの自主的な活動を促進し、地域福祉活動の実現を図ることを目的として、ボランティア基金を設置する。	福祉のまちづくり推進部
19	交通遺児福祉基金の運営管理	県内に在住する交通遺児を対象として、小学校・中学校の卒業予定者に、就学奨励金を交付し、交通遺児家庭の負担軽減を図るとともに、就学意欲の増進を図る。	福祉のまちづくり推進部
20	海外援助福祉基金の運営管理	海外の児童福祉の向上と医療増進を目的に、「公益財団法人プランジャパン」を通して、スリランカの子ども達を支援する。	福祉のまちづくり推進部
21	善意金品の預託と払い出し	預託された県民の善意金品を、預託者の意思や「払い出し審査基準」に基づき、適正に配分し、県民の福祉向上に寄与する。	福祉のまちづくり推進部
22	地域福祉活動に取り組むボランティア・NPO等の支援と連携	県内ボランティア及び福祉関係のNPO法人等との連携を深める。	福祉のまちづくり推進部
23	ボランティア基金利息等を活用した助成支援	茨城県内におけるボランティア・市民活動団体の自主的な活動を支援し、地域福祉活動の実現・拡充を期する。	福祉のまちづくり推進部

挑戦5 高齢者自ら支える

実施項目		目的 (何のために)	担当部
24	全国健康福祉祭への選手派遣	全国健康福祉祭に選手等を派遣することにより、スポーツや文化、芸術活動などを通じて高齢者自身の心身の健康や社会参加、生きがいの高揚・増進を図り、活力の満ちた長寿社会の形成に寄与することを目的とする。	わくわく事業推進部
25	いばらきねりんスポーツ大会・交流大会の開催	高齢者に適したスポーツを通じて健康の保持増進を図るとともに、地域間交流を深めることを目的に実施する。全国健康福祉祭代表選手選考会も兼ねる。	わくわく事業推進部
26	いばらきねりん文化祭の開催	高齢者の創作による美術展を開催。芸術活動を促すとともに、子どもたちが祖父母をモデルとして描いた絵の展示を通し、世代間の交流を深め、生きがいや健康づくりを増進し、明るく活力ある長寿社会の増進を図ることを目的に実施する。	わくわく事業推進部
27	ニュースポーツの普及推進	高齢者に適したニュースポーツを普及させることにより、高齢者の生きがい作りや、健康の保持増進を図る。	わくわく事業推進部
28	元気シニア地域貢献事業の実施	団塊の世代を含む高齢者がこれまで培ってきた知識、経験、ノウハウを地域活動に活用し、地域の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりの促進を図る。	わくわく事業推進部
29	高齢者はつつ百人委員会活動への支援	高齢者の誰もが健康で心豊かな生活が送れるよう、高齢者が主体となって設置された高齢者はつつ百人委員会が自主的に行う高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動の支援を行う。	わくわく事業推進部
30	「セカンドライフ茨城」への支援	企業退職後の高齢者が主体的に運営する委員会の支援を行うことにより、高齢者の仲間づくりや生きがいづくり等を推進する。	わくわく事業推進部
31	わくわく元気アップ講座の開催	高齢者の生きがいと健康づくり、仲間づくりの支援を行うとともに、高齢者の生涯学習を通じた社会参加の促進を目的とする。	わくわく事業推進部

挑戦 6 新たな担い手を育てる・つなげる

実施項目		目的 (何のために)	担当部
32	小地域福祉活動セミナーの開催	住み慣れた地域の日常生活圏域において、安心して生活することができるよう地域の福祉・生活課題を少しでも解消することを目的に研修等を実施する。	福祉のまちづくり推進部
33	ボランティア養成事業の支援	高齢者や障がい者が安心・安全に生活できるような福祉社会を構築していくため、市町村社協や学校、関係機関等が主催する福祉に関わるボランティア養成事業（研修会等）において、講話や福祉体験等の支援をする。	福祉のまちづくり推進部
34	ボランティア・市民活動フェスティバルの開催	ボランティア・市民活動の啓発・促進を行い、地域福祉の推進を図る。	福祉のまちづくり推進部
35	防災ボランティアの養成	研修会等を通し、防災の在り方や災害時の迅速・的確な対応・支援等の理解を深め、防災ボランティアの養成を図るとともに、登録者を増やす。	福祉のまちづくり推進部
36	茨城県総合防災訓練等への参加	災害予防責任者が共同して防災訓練を実施することにより、災害時における防災活動の円滑化を期するとともに、相互の協力体制を確認・強化する。実践的な訓練の場への参加で、ボランティア及び社協の行動力の向上を図る。	福祉のまちづくり推進部

使命 2 安心して利用できる福祉（福祉サービス利用者への支援）

約束 3 その人らしさを引き出し・守る

挑戦 7 自立への手助け

実施項目		目的 (何のために)	担当部
37	日常生活自立支援事業の実施	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方が、福祉サービス等を利用しながら地域で安心して生活できるように支援する。	福祉のまちづくり推進部

挑戦 8 利用者の声に耳を傾ける

実施項目		目的 (何のために)	担当部
38	運営適正化委員会等の円滑な実施	・運営監視…運営監視合議体において福祉サービス利用援助事業の透明性、公正性を確保するため第三者的機関として事業運営全般を監視するとともに、同事業の問題解決を図る。 ・苦情解決…措置から契約に制度移行されたことに伴い、福祉サービス利用者と事業者が対等な関係となるよう、利用者が苦情を申し出やすい環境を整えとともに適切な解決を図ることにより、利用者の権利擁護を行うことを目的として問題解決を図る。	福祉事業部
39	苦情解決制度の普及促進	福祉サービスの苦情は、本来当事者である利用者と事業者の間で解決されるべきものであることから、事業者が行う苦情解決体制や手段については「社会福祉事業者の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」に従い整備に努めなければならない。 また、当事者間でのみの解決では困難な場合を想定して、都道府県社協に苦情解決制度が設けられており、福祉サービス利用者等に知ってもらうことで、より福祉サービスの利用がしやすくなることを図る。	福祉事業部

挑戦 9 サービス利用の安心を届ける

実施項目		目的 (何のために)	担当部
40	第三者評価事業の推進	福祉施設における福祉サービス提供の姿勢や取り組みに関する評価を行う。 福祉施設自身で気付かなかった現在のサービスのレベルを把握することができ、問題点や課題の改善に取り組むことによって、サービスの質の向上に寄与する。 利用希望者や家族は、評価結果が公表されることにより、その福祉施設における情報を得ることができ、福祉施設を選択する際の参考とすることができる。	福祉事業部
41	外部評価事業の推進	事業所における福祉サービス提供の姿勢や取り組みに関する評価を行う。 事業所自身で気付かなかった現在のサービスのレベルを把握することができ、問題点や課題の改善に取り組むことによって、サービスの質の向上に寄与する。 利用希望者や家族は、評価結果が公表されることにより、その事業所における情報を得ることができ、事業所を選択する際の参考とすることができる。	福祉事業部

約束4 生活困窮者への自立支援

挑戦10 安心した生活を支える

実施項目		目的 (何のために)	担当部
42	生活福祉資金貸付・運営事業の実施	生活福祉資金事業の円滑・適切な運営。	総務部
43	不良債権調査の実施	生活福祉資金事業及び同和対策福祉資金の円滑・適切な運営。	総務部

挑戦11 多様な取り組みを通じて寄り添う

実施項目		目的 (何のために)	担当部
44	【新】低所得世帯児童・生徒への学習支援	生活困窮に起因して学習の機会を逸している児童・生徒に対し、学習の場を提供することで対象世帯の自立を側面的に支援する仕組みを構築し、広く県内に普及を図る。	総務部

使命3 質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）

約束5 福祉を支える人を増やし・資質を高める

挑戦12 福祉人材を確保し定着させる

実施項目		目的 (何のために)	担当部
45	福利厚生センター（ソウエルクラブ）事業の充実	民間社会福祉従事者の福利厚生の増進を図る。	福祉事業部
46	茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度の充実	民間社会福祉施設職員の退職金を国家公務員の給付水準に近づける。	福祉事業部
47	事業所内保育事業の促進	介護福祉施設に従事する職員の子育て支援及び定着促進を図る。	福祉事業部
48	マッチング支援体制の整備・充実	高まる福祉サービスへの福祉人材の安定的な供給を図る。	福祉人材・研修部
49	就職面接会・就職相談会等の開催	福祉人材を確保する。	福祉人材・研修部
50	福祉・介護職確保セミナー等の開催	福祉・介護職員を確保する。	福祉人材・研修部
51	介護福祉士等修学資金貸付事業の実施	介護福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士・社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、質の高い介護福祉士・社会福祉士を養成し、県内福祉施設等への人材確保と定着促進を図る。	福祉人材・研修部
52	福祉・介護職員確保特別対策事業の実施	安定的な福祉サービスの担い手の確保と定着を図る。	福祉人材・研修部
53	職場体験事業の推進	福祉・介護職についての理解を深め就職に繋がるきっかけとする。	福祉人材・研修部
54	福祉・介護人材マッチング機能強化事業の充実	福祉・介護人材の開拓・確保と定着を図る。	福祉人材・研修部
55	福祉・介護人材キャリアパス支援事業の実施	福祉・介護人材キャリアパス、スキルアップの促進する。	福祉人材・研修部
56	福祉・介護人材確保対策連携強化事業の実施	関係機関が連携を強化し、広報や事業の実績把握等を一体的に行うことにより人材確保へと繋げる。	福祉人材・研修部
57	介護支援専門員実務研修受講試験実施事業の実施	介護支援専門員養成にあたり、介護支援専門員実務研修を受講する前段として事前に必要な知識等を有していることを確認するための試験を実施する。	福祉人材・研修部
58	介護支援専門員実務研修事業の実施	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	福祉人材・研修部
59	介護支援専門員更新研修事業の実施	今後、介護支援専門員として業務に就く可能性がある者を対象に実施する。	福祉人材・研修部
60	介護支援専門員再研修事業の実施	今後、介護支援専門員として業務に就く可能性がある者を対象に実施する。	福祉人材・研修部

挑戦13 福祉人材を育成する

実施項目		目的 (何のために)	担当部
61	社会福祉従事者研修事業の推進	「福祉人材確保指針」に基づき、福祉に従事するあらゆる職種の職員が就労を継続するために必要とされる共通して学ぶべき内容を、経験年数や役職に応じて階層別研修として開催する。また、課題・テーマ別に学べるよう専門研修・特別研修として開催する。	福祉人材・研修部
62	【新】地域福祉活動実践事例集の作成	特徴的な活動事例を集めた実践事例集を作成することで、相互研鑽を図る。	企画室

約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む

挑戦14 市町村社協と共に考え共に進む

実施項目		目的 (何のために)	担当部
63	市町村社協職員専門講座の開催	市町村社協職員を対象に専門講座を開催し、社協職員としての専門性を高め、円滑な地域福祉活動の推進を図る。	福祉のまちづくり推進部
64	市町村地域福祉活動計画及び社協発展強化計画策定の推進	住民参加を基本とし、地域福祉活動計画に基づいて地域住民や関係機関と連携・協力し各事業に取り組むことを目的に地域福祉活動計画策定及び社協発展強化計画策定を推進する。	福祉のまちづくり推進部
65	市町村社協常務理事・事務局長会議の開催	市町村社協を取り巻く環境の変化に対応するための現状認識及び社協の役割行動の認識、組織運営上の課題検討を行う。	企画室
66	市町村社協の支援と協働	市町村社協に情報提供を行ったり協働したりすることで、市町村社協が抱えている課題を解決または解消し、もって県内の地域福祉推進の向上に寄与することを目的とする。	福祉のまちづくり推進部
67	市町村社協実務研修生の受入れ	市町村社協職員が県社協の業務を知ることにより、その後の市町村社協業務を進めるうえでの参考としてもらう。 県社協と市町村社協の交流促進を図れる。	—
68	ボランティア担当職員等の養成・支援	多様化するボランティア課題等に対応するための職員の専門性及び資質向上を図る。	福祉のまちづくり推進部
69	市町村社協地域包括支援センター連絡会の充実	「地域包括ケア」を推進する地域包括支援センターを受託する市町村社協の円滑な事業推進を目指し、実施社協のネットワークを構築するとともに、実施課題の解決に向けた協議・研究を行い、県内市町村社協にも情報提供等の支援活動を行うことで、包括的なサービス体制を築き、県民の福祉向上に寄与する。	福祉のまちづくり推進部
70	【新】next（ネクスト）事業の実施	今後の生活課題を明確にして、新たな活動の必要性を探る。	福祉のまちづくり推進部
71	【新】地域包括ケアシステムの推進強化	地域福祉を中核に進める主体として、今後、社協が進める福祉社会づくりをイメージし、県民の福祉活動への参加促進を図る。	福祉のまちづくり推進部

挑戦15 施設・事業所を支え共に進む

実施項目		目的 (何のために)	担当部
72	福祉医療機構借入金利子補給事業の継続	民間社会福祉施設の整備に伴う借入金利子負担の軽減により、その整備を促進し社会福祉の向上を図る。	福祉事業部
73	経営改善支援事業の実施	社会福祉法人の経営力の向上や基盤強化を図る。	福祉事業部
74	社会福祉施設の地域貢献活動への支援	市町村社協が中心となり地域の社会福祉施設と協働して事業を実施することにより、地域福祉活動の連携強化を図る。	福祉事業部

挑戦16 団体とつながり共に進む

実施項目		目的 (何のために)	担当部
75	県社協が事務局を担っている又は事務協定等を結んでいる団体の支援	種別協議会や団体の運営支援を行うとともに、施設・団体等と連携を図りながら各種の情報収集・提供を行う。	各部

挑戦17 新たに関わり共に進む

実施項目		目的 (何のために)	担当部
76	【新】大学等との連携協定の締結	総合的・包括的な連携を結ぶことにより双方の資源と機能を有効に活用し、地域福祉の更なる推進をめざす。	企画室
77	【新】生活困窮者への食材提供事業の実施	地域で孤立しがちな生活困窮者への支援の幅を広げ、支援活動の強化を図る。	福祉のまちづくり推進部

使命4 切り拓く福祉（新たな生活課題への対応）

約束7 ニーズに気づき・こたえる

挑戦18 ニーズを把握する

実施項目		目的 (何のために)	担当部
78	【新】多様化する生活課題の調査研究活動	多様化している生活課題について、課題を検討し県社協の事業につなげられるよう、調査研究を行う。	企画室
79	志民の学び縁卓会議（福祉教育推進に関する調査研究事業）の実施	地域の社会資源と連携した福祉教育のあり方を検討する。	福祉のまちづくり推進部

挑戦19 ニーズにこたえる

実施項目		目的 (何のために)	担当部
80	【新】成年後見制度の啓発及び利用支援	日常生活自立支援事業を実施する市町村社協との連携において、県民への成年後見制度を含めた権利擁護の理解促進を図り、利用者支援の在り方を検討する。	福祉のまちづくり推進部
81	【新】生活困窮者支援事業の対応促進	平成27年度の円滑な施行に向け、法制度の理解促進と市町村社協の対応を検討する。	企画室

使命5 前進する県社協（県社協の組織の充実）

約束8 歩み続ける県社協

挑戦20 人が育つ・人を育てる

実施項目		目的 (何のために)	担当部
82	生涯研修の実施	事務局職員の自主性・自発性を尊重し、計画的な自主研修の場の提供と、本会として必要と思われる研修を積極的に実施する。	総務部
83	市町村社協職員等との相互交流の実施	県社協職員が今後の業務の参考とするため、直接県民と関わることの多い市町村社協の業務実施方法やノウハウを習得する。 市町村社協職員に業務遂行上の参考としてもらうため、県社協の業務を知ってもらう。県社協と市町村社協の交流促進を図れる。	—
84	職員の自己目標の設定と評価	職員の業務執行能力を高め、事務局機能を活性化させる。 給与にも反映させるような新しい人事評価制度の検討材料とする。	—
85	効果的な運営に向けた職員の意識改革を促す取り組み	職員の自主性及び企画力、資質の向上を図るとともに、所属部を超えた事業展開を行う。	総務部

挑戦21 しなやかな組織づくり

実施項目		目的 (何のために)	担当部
86	会員拡大事業の推進	都道府県社協は、社会福祉法により県内の市町村社協及び社会福祉事業経営者などの過半数の参加要件が課せられており、会員制度はそれを担保する、本会の基礎となる制度である。また、住民の参加による地域福祉の推進を図るためにも、会員拡大は不可欠であるため。	総務部
87	働きやすい職場づくり	ノー残業デーを実施するほか、心身のリフレッシュを図り、自己啓発の機会を確保するなど、健康で生き生きと働き続けることができる職場作りを進める。	総務部
88	理事会・評議員会の充実	・理事会は法人運営の執行機関として法人運営全般を担う。 ・評議員会は法人の議決機関として幅広い意見を法人運営に反映する。 ・それぞれの役割・機能を強化し、多様化している福祉情勢に対応した組織運営を図る。	企画室
89	総合企画委員会の開催	県社協会長の諮問に応じて、県社協の運営に関する基本的課題について調査し、その対策を研究する。	企画室
90	効率的な運営体制の整備	円滑に事業を推進することができる組織を維持していく。	—
91	横断的な組織による事業の推進	部と部の縦割りの組織を超えたチームを編成し、事業の検討・執行を図る。	企画室

挑戦22 必要な財源の確保

実施項目		目的 (何のために)	担当部
92	災害時救援活動・地域福祉推進積立金の運用	県社協が取り組むべき事業の人的或いは事業経費を確保する。	総務部
93	予算対策活動の充実	県社協の事業を円滑に推進するため、県や政治団体に社会福祉に関する要望を提出し、予算を確保する。	企画室
94	事務量及び経費削減の促進	事務量の軽減及び経費の節減をはかるとともに、県社協が取り組むべき事業の人的或いは事業経費を確保する。	総務部
95	自主財源確保に向けた事業の検討	補助金・委託金以外の財源を確保することにより、県社協の人的財源を確保するとともに、取り組むべき事業の財源を確保する。	総務部

挑戦23 災害時に備えた支援体制づくり

実施項目		目的 (何のために)	担当部
96	災害対応マニュアルの運用	災害発生時に迅速かつ円滑な活動を行うため、平常時から災害に備えた環境整備を図る。	企画室

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	1		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	はんどちゃんネットワーク運動による住民参加の促進		担当部署	福祉のまちづくり推進部
			担当者	職名 係長
事業開始年度	平成10年度		氏名	橘川 恒総
根拠法令等	はんどちゃん運動推進委員会設置・運営要領			
プランにおける該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	1	みんなの地域をみんなでつくる	
現状と課題	平成10年度から自主事業として取り組んでいる。当初10年間は、福祉意識の醸成、運動の広報・啓発に重点をおき取り組んだ。第2期となる平成20年度からは、助け合い・支え合いに力点をおき、サロン活動の積極的な展開を支援することで運動を展開している。 はんどちゃんネットワーク運動とは何かが捉えにくい。			
目的 (何のために)	県民の地域活動への参加を促し「共に生きる福祉社会づくり」をめざし、事業の企画・検討・実施または支援活動を行う。			
対象 (誰・何を対象に)	県民 はんどちゃん運動推進委員会委員15名			
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 はんどちゃん運動推進委員会の開催 小委員会の設置 2 リーフレットやグッズの作成・配布 3 各種広報媒体等を活用して運動の広報・啓発 4 サロン拠点整備の財政的支援 5 サロンのつくり方講座の開催 6 福祉コミュニティづくり推進のつどいの開催			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	2		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	「絆」づくり市町村社協チャレンジ応援モデル指定事業の実施	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	部長
事業開始年度	平成25年度～27年度		氏名	篠原 義典
根拠法令等	社会福祉法第110条			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	1	みんなの地域をみんなでつくる	
現状と課題	国を挙げて新たな生活・福祉課題に対応するための取り組みが進められており、厚労省は平成25年度に「生活困窮者自立支援促進支援モデル事業」を実施する。 全社協では、平成24年に「社協・生活支援活動強化方針」を提起し、地域における深刻化・多様化する生活・福祉課題に対応していくことを、平成24年度に実施した「事務局長会連絡会」において共有したところである。 しかしながら、市町村社協においては、対応事業を実施する財源確保が容易ではない状況にある。			
目的 (何のために)	地域で課題を持った孤立しがちな住民の支援を強化することによって、地域で助け合い・支え合う福祉社会の構築を図る。			
対象 (誰・何を対象に)	対応事業を実施する意欲のある社協をモデル指定し、協働した事業展開を図りながら社会的な孤立防止を図る福祉社会づくりを進める。			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	平成25年度モデル事業を創設する。 1 事業概要 @50万円×4社協指定×3か年 2 進め方 県内社協に事業実施希望調査を行う。 希望社協が想定する事業について協議し、目的にあったものであれば、指定を決定する。 福祉のまちづくり推進部の地域担当及び事業担当が連携し、協働して事業の推進にあたる。 3 事業効果の検証 実施事業の成果を指定社協と検証し、対応事業の成果の波及を狙う。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	3	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	ボランティア活動の啓発促進	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	主事
事業開始年度			氏名	酒薬 真知子
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらおう第1歩	
現状と課題	ホームページ及び広報誌を活用しボランティア活動への理解、活動への参加促進を図るとともに、ボランティア活動を進める為に役立つ情報を提供している。			
目的 (何のために)	ボランティア活動の啓発促進、活性化。			
対象 (誰・何を対象に)	・ボランティア活動に興味関心がある県民。 ・ボランティア活動を必要としている県民。			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	ホームページ及び広報誌を活用し下記の事を行っている 1 ボランティアの募集やボランティアや市民活動などのイベントの告知。 2 他団体・他機関から寄せられるボランティアに関係のある各種研修会の情報提供。 3 本会及びに他機関が実施している助成金等の情報の提供。 4 県内のボランティアサークル情報の提供。 5 ボランティア募集の掲載。 6 福祉教材貸し出しについての情報提供。 7 ボランティアに関するQ&A等の掲載。 …等			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	4		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	ボランティア活動に関する情報収集及び提供	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	主任推進員
事業開始年度			氏名	中川 稔
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらう第1歩	
現状と課題	市町村社会福祉協議会で把握、登録しているボランティア団体数、ボランティア人数の調査を毎年行っている。また、ボランティア体験月間(7～8月)にあわせ、夏休みを利用した各市町村社会福祉協議会で行われるボランティア活動を調査しボランティア活動の推進を図っている。			
目的 (何のために)	ボランティア活動への参加をよびかけ、推進を図り、社会的関心を広く喚起する。各市町村におけるボランティア状況を調査し、活動促進のための基礎資料とする。			
対象 (誰・何を対象に)	県内市町村社協 県民			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法など)	1 県内44市町村社協にボランティア調査を依頼し、ボランティアの人数と活動状況を把握する。福祉分野と福祉分野以外に分け、細かな活動内容の実態を把握している。 2 調査結果をまとめたデータ等を県・福祉関係機関、市町村社協等に配付し、ボランティアに関する情報提供を行い、ボランティア実態把握と活動の推進を図っている。 3 青少年のボランティア活動の推進を図るため、毎年7～8月をボランティア体験月間と定めて44市町村社協に体験月間のボランティア状況調査を依頼している。 4 7月初旬までに調査結果をまとめた冊子を県内関係機関、44市町村の教育委員会、社会福祉協議会等に配付し、ボランティアに係る情報収集と提供、活動の推進を図っている。 5 今後は、県内のボランティア把握人数を増やすため、調査内容や方法の再検討、市町村社協への支援強化、ボランティアに関する広報活動強化など、積極的に働きかけをしていく。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	5	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	「わくわくライフいばらき」の発行	担当部署		わくわく事業推進部
		担当者	職名	事務員
事業開始年度	平成2年度		氏名	前川 佐由美
根拠法令等	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について (H元. 10. 10付厚生省老人保健福祉部長通知) ・いばらき高齢者プラン 2 1			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらふ第1歩	
現状と課題	茨城わくわくセンターが実施する事業の紹介や参加者募集等の情報, 高齢者の生きがいや健康づくりに関する情報, 趣味・娯楽・スポーツに関する情報等を掲載した高齢者を対象とする総合情報誌(わくわくライフいばらき)を発行している。 ・平成24年度実績: 発行部数 10,000部/回, 発行回数 年4回			
目的 (何のために)	高齢者を対象とする総合情報誌を発行し, 茨城わくわくセンターの事業等のほか, 高齢者の生きがいや健康づくりに関する情報及び趣味・娯楽・スポーツに関する情報等を県民に提供することにより高齢者の生きがいづくりを支援する。			
対象 (誰・何を対象に)	県内の概ね60歳以上の高齢者等			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 総合情報誌「わくわくライフいばらき」を発行する。 ・年4回 (6月25日, 9月25日, 12月25日, 3月25日) ・発行部数10,000部/回 ・主な配布先: 関係団体, 市町村, 市町村社協, 理・美容店, 病院, 公民館, わくわく事業推進サポーター 等 2 情報誌 (PDF)をホームページに掲載することにより読者の拡大を図る。 3 読者及びわくわくセンター事業参加者等を対象にアンケート等を実施し, 高齢者に関心が高い記事・誌面とするなどの内容の充実に努めることにより, 読者の拡大を図る。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	6	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	ホームページの運用	担当部署		企画室
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成21年		氏名	後藤 みゆき
根拠法令等				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらう第1歩	
現状と課題	現在のホームページは月平均7,200程度の訪問があるが、記事までの階層が深く、利用しづらいほか、県社協ホームページと別に第三者評価事業、わくわくセンター、元気シニア事業でホームページを運用しておりそれぞれに保守経費がかかっているなど課題が多い。 そのため、平成25年度にはホームページの構成やデザインを一新するリニューアルをするとともに、別運用のホームページの一元化を行う。また、県社協事業のみでなく、最新の福祉情報についても適切に提供できるよう、体制の整備を行う必要がある。			
目的 (何のために)	最新の福祉情報を提供し福祉に関する意識高揚を図るとともに、県社協の活動内容や事業・制度を広く広報するため、ホームページを運用し、情報提供の充実に努める。			
対象 (誰・何を対象に)	県民			
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 現行ホームページの適切な運用を行う。(記事掲載、訪問数の確認 等) 2 新ホームページへのリニューアルを行い、より分かりやすい情報提供に努める。(カテゴリーの追加と整理、デザインの一新 等)リニューアルにあたっては財源に共同募金配分金の一部を利用。 3 ホームページ運用に係る体制を整備し、適切で迅速な情報提供を行う。 4 バナー広告を募集し、自主財源の確保を図る。 5 各部からの委員を選出した広報活動検討会議を活用し、ホームページの運用についての協議を行う。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	7	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	広報誌「いばらきの社会福祉」の発行	担当部署		企画室
		担当者	職名	主事
事業開始年度		氏名	後藤 みゆき	
根拠法令等				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらう第1歩	
現状と課題	県社協では、広報誌「いばらきの社会福祉」（9,000部×4回）及び「いばらきの社会福祉特別号」（年1回）を発行している。 広報誌は県社協の広報活動の中でも重要な媒体の一つであるが、内容が事業案内に偏っている。そのため、構成について今後検討する必要がある。			
目的 (何のために)	県民に対し、最新の福祉情報を提供し福祉に関する意識高揚を図るため、広報誌を発行し、情報提供の充実に努める。			
対象 (誰・何を対象に)	配布先：理事、評議員、監事、市町村社協、都道府県社協、県、市町村、会員施設、公民館、図書館、大学、専門学校、高校、銀行 等 ※ 年1回の特別号については、水戸市を除く全市町村で全戸配布を行っている。			
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 「いばらきの社会福祉」広報誌を9,000部×年4回（6, 9, 12, 3月）、特別号を年1回（10月）発行する。 2 各部から委員を選出した広報活動検討会議を活用し、誌面の構成について協議する。掲載記事については、各事業担当者が作成する。 3 財源に共同募金配分金の一部を利用している。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	8		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	リーフレット等による広報		担当部署	各部	
			担当者	職名	企画員
事業開始年度			氏名	中村 英一	
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)		
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える		
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらう第1歩		
現状と課題	県民に対し、県社協の理解を図るため事業概要を記載したリーフレットを作成している。また、それぞれの事業の必要に応じ、リーフレット・ポスター等を作成・配布している。 しかし、作成したリーフレット等の全てをホームページからダウンロードできるまでには至っていない。また、担当部以外の職員へのリーフレット作成の周知が不十分である。				
目的 (何のために)	リーフレットやポスターの作成により、県社協の活動内容や事業・制度の周知・広報を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	県民、市町村社協、社会福祉施設等				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 県社協の組織・事業内容等を記載したリーフレットを作成・配布する。 2 各部が所管する事業・制度のポスター・リーフレットを作成する。 3 県社協が作成しているリーフレット等の発行状況を集約する。 4 今後、作成・増刷するリーフレット等については、県社協ホームページからダウンロードできるよう」全てデータ化(PDFなど)する。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	9	シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	新聞等による広報	担当部署	各部	
		職名	企画員	
事業開始年度		担当者	氏名	中村 英一
根拠法令等				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらふ第1歩	
現状と課題	地元新聞(茨城新聞)を中心に、県社協が実施している事業の広報や、新聞社が企画する特集時に広告を掲載しているほか、茨城放送などのラジオ局、NHK水戸放送局などを活用し、県社協の事業の周知等を行っている。 しかし、積極的に広報媒体を活用しているとは言い難い状態であり、より積極的・戦略的な活用が必要である。 また、県社協の財政状況が厳しい中、掲載料も含め効果的な広報となるよう検討する必要がある。			
目的 (何のために)	新聞やラジオ・テレビなど広報媒体を活用し、県社協の活動・実施事業の周知・広報を図る。			
対象 (誰・何を対象に)	県民			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 新聞・ラジオ・テレビ等を積極的に活用した福祉情報の提供を行う。 (県社協事業の告知の他、報告書等印刷物作成のPR、各種統計データの提供など) 2 茨城新聞における1面広告掲載については、広く職員の意見を取り入れ、より効果的な記事作成を行う。 (広報活動検討会議の活用)			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	10	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	茨城県社会福祉大会の開催	担当部署		企画室
		担当者	職名	企画員
事業開始年度	昭和30年		氏名	中村 英一
根拠法令等	茨城県補助金等交付規則			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらう第1歩	
現状と課題	・年1回秋に開催。 ・県、県共同募金会、県社協の3者共催で開催。 ・大会開催後、各団体で課題等の抽出は行っているが、3者間での課題共有化は行われていない。			
目的 (何のために)	多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった皆様を顕彰し、「誰もが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会」を推進する契機として開催する。			
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協関係者、民生委員・児童委員、社会福祉施設関係者、社会福祉団体関係者、ボランティア、社会福祉・保健・医療・労働・教育行政関係者、企業・農業協同組合・生活協同組合関係者			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 年1回秋に開催(概ね3年に一度は水戸市以外を会場として開催)。大会は大きく分けて、アトラクション、記念講演、表彰の3部構成で開催。 2 年度当初に主催者3者による「主催者打ち合わせ会議」を年2回開催。今後は課題の共有・解決を図るために大会終了後に「主催者打ち合わせ会議」を開催予定。 3 大会の内容の検討を行う「茨城県社会福祉大会運営委員会」を年2回開催。2回目の運営委員会は同日に「顕彰審査委員会」を開催する。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	11	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	児童・老人福祉週間・月間の啓発	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成11年度		氏名	酒薬 真知子
根拠法令等	社会福祉法 第4条地域福祉の推進			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらふ第1歩	
現状と課題	ホームページなどを活用した福祉週間の啓発事業を行う。			
目的 (何のために)	児童福祉週間・老人週間の広報周知を行い、福祉週間の啓発・普及を行う。			
対象 (誰・何を対象に)	県民			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	ホームページを活用した福祉週間の啓発。 1 老人週間…敬老の日(9月第3月曜日)から1週間 2 児童週間…こどもの日(5月5日)から1週間 3 老人及び児童週間啓発用キャンペーン要綱の配布			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	12		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	茨城県総合福祉会館の運営・管理	担当部署		総務部
		担当者	職名	館長
事業開始年度	平成23年		氏名	皆川 広一
根拠法令等	茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（県条例第30号）			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	2	知ってもらう第1歩	
現状と課題	平成23年度から平成27年度までの5年間、県から指定管理事業者として受託している。研修室等施設の貸出しを行うとともに、会館に入居する団体等との円滑な運営ができるよう連絡会を開催している。 また、会館利用者を増やしていくために事業の拡大・展開を図るなどして、貸出施設の利用促進（稼働率のアップ）を図ること。会館設立当時から駐車場が手狭であることから駐車場の確保を図ること。会館の施設設備が開設以来22年を経過し老朽化していること。等が、課題である。			
目的 (何のために)	社会福祉活動の拠点として、県民が集い・学び・交流の場としての研修室等の機能の充実を図る。			
対象 (誰・何を対象に)	入居する福祉団体等・福祉関係団体・一般県民			
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 会館利用者の拡大を促進するとともに、広報活動の充実を図る。 2 アンケート箱を設置して利用者のニーズを把握する。 3 会館入居団体等連絡会を開催し円滑な運営を図る。 4 会館の入居者及び施設利用者の利便性の向上を図る。 5 県民ホールを利用して、サロンコンサートを定期的に毎月1回開催する。 6 コミュニティホールにおいて、サロンコンサートの拡大版としてコンサートを開催する。 7 施設設備の老朽化に対する対応策として、改修年次計画を作成して県へ要望等をしたい。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	13	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	福祉教育推進セミナーの開催	担当部署	福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名 主任推進員
事業開始年度	平成14年度	氏名	中川 稔
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業（セーフティネット）		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える
	挑戦(推進事項)	3	思いやりの心を育てる
現状と課題	福祉教育の推進を図る為、いばらき教育月間の11月に学校及び各市町村社協、関係機関等の福祉教育担当者が参加してセミナーを開催し、福祉教育の在り方等について協議している。 これまでは福祉教育に関する講話や協力学区指定事業3年目の発表を中心に行ってきたが、本年度は3年目の指定地区がないこともあり、セミナーの内容を再検討して実施する。		
目的 (何のために)	地域・学校・家庭が協働して福祉教育に取り組み、子どもたちの福祉への関心を高め、福祉社会の担い手を育む教育を推進する。		
対象 (誰・何を対象に)	・小中学校の担当教員等，大学教授（講師）等 ・市町村社協の担当職員等，市町村福祉担当職員等 ・県福祉指導課，県教育委員会，教育庁義務教育課，教育事務所，福祉関係機関，その他		
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 平成25年度は，11月7日に茨城県健康プラザで開催する。9月初めに各学校及び44市町村社協，県の福祉関係機関等に案内状を送付し，セミナーへの参加を呼びかけていく。 2 県福祉指導課や教育庁義務教育課等に出席をお願いし，来賓あいさつはもとより協議等にも出席しセミナーへの理解と協力をいただき，県全体で福祉教育の推進を図っていく。 3 平成24年度までは福祉に関する講話と協力学区指定3年間の取組の発表を中心に行ってきたが，本年度は，講話とシンポジウムを取り入れたセミナーを実施する。 4 これからは，参加者が話を聞くだけのセミナーではなく，シンポジウム等を取り入れて互いに意見交換を行う等，福祉教育を推進するにはどうしたらよいか，より良い方向性を探っていきたい。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	14		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	福祉教育協力学区指定事業の推進	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	主任推進員
事業開始年度	平成18年度		氏名	中川 稔
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業（セーフティネット）			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	3	思いやりの心を育てる	
現状と課題	平成17年度までは、学校指定の福祉協力校指定事業を実施していた。 平成18年度から福祉教育協力学区事業として、毎年3学区を新規指定して3年間の指定事業としている。 平成23年度は大震災の関係で希望学区（社協）がなく指定なし。 平成24年度は1学区（茨城町社協）指定。 平成25年度指定は3学区（坂東市、桜川市、城里町社協）指定。 ※1学区あたり年間20万円の助成			
目的 (何のために)	地域・学校・家庭が協働して、子どものときから社会福祉への理解と関心を高め、助けあい活動を育む福祉教育を推進する。			
対象 (誰・何を対象に)	・児童・生徒（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他） ・指定市町村（学区）の住民、児童・生徒の保護者、その他 ・指定市町村社会福祉協議会、指定市町村関係職員、その他			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 指定学区の社会福祉協議会や学校等を訪問して、事業内容の説明や進捗状況等を把握する。 （必須事業の防災たんけん隊等への取り組み、選択事業への取り組み、その他） 2 指定事業の具体的な取り組みや活動内容の在り方等について、訪問等をとおして支援する。 3 指定事業の進捗状況や活動内容を福祉教育推進セミナー等で発表する。また、協力学区指定事業3年間の活動内容を活動報告書にまとめて冊子にし、市町村教育委員会、各学校、関係機関、市町村社協等に配付する。 4 今後は、毎年協力学区指定を3学区（社協）確保していけるように、ホームページや市町村社協訪問等でPRする。また、1学区あたりの助成金の使用法等についても助言する。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	15	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	福祉体験機材等の貸し出し及び整備・充実	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	推進員
事業開始年度			氏名	小林 あすか
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える	
	挑戦(推進事項)	3	思いやりの心を育てる	
現状と課題	機器機材のメンテナンス, 予約及び借用の状況把握等に努め, 整備と貸出を行う。破損の修繕や新たな物品の整備・VHSのDVD化が必要である。			
目的 (何のために)	福祉体験機材等の貸し出しを行うことにより, 福祉に関する理解を深める。			
対象 (誰・何を対象に)	学校・福祉施設・企業・ボランティア団体等の各種団体, 県民			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 車いす等の機器機材の破損修理, 備品補充, メンテナンスを行う。 2 機材貸出システム及び貸出表により, 借用と予約状況を把握する。 3 貸出前の点検, 返却後の機材の数量と状況の確認を実施する。 4 機材の使用方法などの情報提供に努める。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	16	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	義務教育教員免許志願者介護等体験受入調整事業の実施	担当部署	福祉事業部
		職名	主事
事業開始年度	平成10年	担当者	氏名 菊池 麻美
根拠法令等	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育教員免許の特例等に関する法律		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)
	約束(推進目標)	1	福祉の大切さを伝える
	挑戦(推進事項)	3	思いやりの心を育てる
現状と課題	大学等からの申し込みと、社会福祉施設からの受入計画表をもとに、年間約1,300名の学生の受入調整を行っている。 近年、受入施設から学生に対しての苦情が増加しているため、事前研修を強化していく必要がある。		
目的 (何のために)	義務教育教員免許志願者に対する介護等体験が円滑に実施されるよう、大学等と社会福祉施設との受入調整を行う。		
対象 (誰・何を対象に)	大学等、社会福祉施設		
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 各申込大学等用、受入施設用の手引きの作成・配布を行い、事務手続きの共通理解を図る。 2 大学等からの申込と、社会福祉施設からの受入計画表をもとに、期日、場所、種別等を学生の希望にできるだけ添えるよう受入調整を行う。 3 苦情や要望等に対してはその都度担当職員が迅速に対応する。 4 県内の申込大学の担当職員、受入施設の代表者との意見交換を1年に1回実施する。 5 介護等体験における注意点や、福祉制度や施設の説明等を記載した、介護等体験テキストブック等を作成し、希望大学等へ販売する。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	17			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	ボランティアセンター運営委員会			担当部署	福祉のまちづくり推進部
				担当者	職名
事業開始年度	昭和54年度			氏名	鬼沢 直臣
根拠法令等	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会茨城県ボランティアセンター運営委員会規程				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)		
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる		
	挑戦(推進事項)	4	ボランティア・市民活動を支える・つなげる		
現状と課題	年3回程度運営委委員会を開催し、ボランティアセンターの運営についての協議やNo.24「基金利息を活用したボランティア・市民活動への助成支援」で実施している助成金の審査を行っている。				
目的 (何のために)	ボランティア活動の充実を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	○ボランティアセンター運営委員会構成委員(15名) ①ボランティア実践者:3名 ②福祉団体関係者:4名 ③行政機関関係者:3名 ④報道機関関係者:1名 ⑤市町村社協関係者:2名 ⑥学識経験者:1名 ⑦企業関係者:1名				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	ボランティアセンター運営委員会は、ボランティア活動の充実を図るため、以下の事項を調査、審議するとともに必要に応じて会長に意見を具申する。 1 県内ボランティア活動の支援に関すること。 2 ボランティアセンターの運営に関すること。 3 善意金品等の預託及び払い出しに関すること。 4 ボランティア基金の管理運営に関すること。 5 その他、目的達成に必要な事項。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	18		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	ボランティア基金の運営管理		担当部署	福祉のまちづくり推進部	
			担当者	職名	事務員
事業開始年度	昭和59年		氏名	ジョーダン 純代	
根拠法令等	ボランティア基金設置要綱				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）		
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる		
	挑戦(推進事項)	4	ボランティア・市民活動を支える・つなげる		
現状と課題	基金原資：1,002,365,581円（S55年に5千万円，S60年に3億円，H5年に10億円に造成） 基金10億円を運用した基金利子や使用済み切手等を換金したお金で，県内に在住し県民を対象としたボランティア・市民活動グループ等に活動費等の助成事業と市町村社協のボランティア活動支援助成事業，県社協実施事業費用として使用している。（No24に詳細記入あり） 助成事業は，ボランティアサークル助成と保険費用の一部助成であったが，H24年度から現行の助成事業に変更し，助成審査は「ボランティアセンター運営委員会」が行う。 助成金の利息増額に向けた基金運用のため会計担当者との連携は欠かせない。				
目的 (何のために)	県内におけるボランティアの自主的な活動を促進し，地域福祉活動の実現を期することを目的として，ボランティア基金を設置する。 （昭和55年頃，新聞にボランティア活動中の事故が掲載され，「ボランティアへの見舞程度でも助成してほしい。」との意見があり，茨城県内のボランティア活動の強化・振興を目的に，昭和55年10月に県，市町村の拠出金及び民間寄付金を財源として5千万円の基金を設置した。）				
対象 (誰・何を対象に)	寄付申込者の対応 助成事業対象への対応（事業担当者）				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 寄付申し込み ・寄付贈呈式の調整及び実施 ・入金，領収書・礼状の発行 2 広報誌掲載 ・ボランティア基金に寄付をして頂いた寄付者を広報誌に掲載している。 3 感謝状の発行 総額100万円の寄付者（継続達成者含む）には，県社協会長名で感謝状を発行する。（県社会福祉大会開催時）				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	19	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	交通遺児福祉基金の運営管理	担当部署	福祉のまちづくり推進部
事業開始年度	昭和51年	担当者	職名 事務員 氏名 ジョーダン 純代
根拠法令等	交通遺児福祉基金設置要綱		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる
	挑戦(推進事項)	4	ボランティア・市民活動を支える・つなげる
現状と課題	基金原資：154,864,000円 交通遺児の増加が懸念されていた昭和50年11月に、県交通安全課(当時)から10,120,000円の預託を受けたことをきっかけとして、昭和47～50年に県社協善意銀行(当時)に交通遺児への活用指定として預託されていた1,300,000円と合わせて「交通遺児育英基金」を設置した。 昭和56年に「交通遺児福祉基金」に名称を変更し、祝い金を増額して、支援強化を図った。その後、社会情勢に応じて祝い金の増額を行い、現在は、小学校及び中学校卒業予定者に対して1人50,000円を贈呈している。 交通遺児世帯の把握を各学校に依頼しているが、毎年の調査に漏れてしまう生徒がおり、市町村社協などと連携していく必要がある。		
目的 (何のために)	県内に在住する交通遺児を対象として、小学校・中学校の卒業予定者に、就学奨励金を交付し、交通遺児家庭の負担軽減を図るとともに、就学意欲の増進を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	交通遺児世帯、寄付者 ※市町村教育委員会、県内私立学校、市町村社協を経由して贈呈		
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 就学奨励金贈呈 - 各市町村教育委員会・県内私立学校に交通遺児名簿の提出を依頼する。 - 名簿に記載された対象者の保護者に、市町村社協を経由して就学奨励金を贈呈する。 2 寄付申し込み - 寄付贈呈式の調整及び実施 - 入金、領収書・礼状の発行 3 広報誌掲載 - 交通遺児福祉基金に寄付をして頂いた寄付者を広報誌に掲載している。 4 感謝状の発行 総額100万円の寄付者(継続達成者含む)には、県社協会長名で感謝状を発行する。(県社会福祉大会開催時)		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	20		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	海外援助福祉基金の運営管理		担当部署	福祉のまちづくり推進部	
			職名	事務員	
事業開始年度	昭和62年		担当者	氏名	ジョーダン 純代
根拠法令等	海外援助福祉基金設置要綱				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)		
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる		
	挑戦(推進事項)	4	ボランティア・市民活動を支える・つなげる		
現状と課題	基金原資：9,112,680円 つくば万博のスリランカパビリオンのコンパニオンであったクリスティーン氏が病気となり、茨城県内で募金した救援金の残金を基金として設置した。 平成16年以降基金利息がなく、寄付金もない状態が続いており、助成金は善意金の無指定寄付金から振り替えている。 助成金の確保が課題であり、今後支援方法を検討する必要がある。				
目的 (何のために)	海外の児童福祉の向上と医療増進を目的に、「公益財団法人プランジャパン」を通して、スリランカの子ども達を支援する。				
対象 (誰・何を対象に)	スリランカの子ども達、公益財団法人プランジャパン。				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 寄付 ・善意金の無指定寄付を振り替えて、1名分36,000円 (@3,000×12月)を公益財団法人プランジャパンに寄付し、スリランカの子ども達の金銭的な里親になっている。 ○今後の展望 ①債券購入 基金設立の趣旨でもある、基金の果実を持って助成をするという点から、債券を購入し、その基金利子で事業を継続する。 ②寄付団体の再検討 「公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」などに支援先を変更する。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンへの寄付額は年間18,000円である。 ③基金の保有 取り崩した基金全額を「在つくばスリランカ民主社会主義共和国名誉総領事館」を通じてスリランカ国に寄付する。 など、基金保有の是非を含めて検討する。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	21			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	善意金品の預託と払い出し			担当部署	福祉のまちづくり推進部
				担当者	職名
事業開始年度	昭和36年			氏名	ジョーダン 純代
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター運営要領				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)		
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる		
	挑戦(推進事項)	4	ボランティア・市民活動を支える・つなげる		
現状と課題	善意金積立額：8,981,454円(H25.3末) ・預託された善意金品を配分している。 ・善意金助成に関しては、申請団体が限定的になってきている。 ・使用済み切手等の換金後の使い道の問い合わせが多数あるので、善意金の配分について見直しをする必要がある。				
目的 (何のために)	預託された県民の善意金品を、預託者の意思や「払い出し審査基準」に基づき、適正に配分し、県民の福祉向上に寄与する。				
対象 (誰・何を対象に)	各種団体、福祉施設、寄付者。				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 善意金品寄付申し込み 寄付贈呈式の調整及び実施 入金、領収書・礼状及び感謝状の発行 2 善意金払い出し 寄付者の指定がある場合は、指定先に直接払い出す。 寄付者の指定がない場合は、プールしておき、配分申請者に払い出す。 配分申請時に添付される活動実績・決算報告書類等により助成の必要性を勘案し、本会「払い出し審査基準」に基づき、配分の可否を決定する。 3 善意品預託と払い出し 預託された使用済み切手・カード等は業者で換金し、ボランティア支援金とする。 車椅子等の物品預託は、寄付者の意向を確認し、必要に応じて本会が払い出し先の推薦及び選定を行っている。 4 広報誌掲載 善意金品を寄付して頂いた寄付者を広報誌に掲載している。 5 感謝状の発行 総額100万円の寄付者(継続達成者含む)には、県社協会長名で感謝状を発行する。 (県社会福祉大会開催時)				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	22			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	地域福祉活動に取り組むボランティア・NPO等の支援と連携			担当部署	福祉のまちづくり推進部
				担当者	職名
事業開始年度				氏名	鬼沢 直臣
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)		
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる		
	挑戦(推進事項)	4	ボランティア・市民活動を支える・つなげる		
現状と課題	現段階では各関係団体と相互に情報交換を行う仕組みが形成されていない。今後は、eコミュニティプラットフォーム等を活用して情報の共有化を目指す。				
目的 (何のために)	県内ボランティア及び福祉関係のNPO法人等との連携を深める。				
対象 (誰・何を対象に)	市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人。				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 茨城県防災ボランティアネットワークの運営により、相互に連携して効果的な活動が展開できるよう、情報交換と協力関係を築き、平常時から顔の見える関係づくりを行う。 2 各事業の情報提供や、HPでの情報提供等を通じて支援を行う。 3 NPOコモンズとの連携によるNPOの支援。 4 在宅福祉サービス連絡協議会の支援。 5 茨城県おもちゃの図書館連絡会の支援。 6 平成25年度はボランティアガイドブックを作成する。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	23	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	ボランティア基金利息等を活用した助成支援	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	昭和58年度		氏名	鬼沢 直臣
根拠法令等	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会茨城県ボランティアセンター運営委員会規程			
プランにおける該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
	挑戦(推進事項)	4	ボランティア・市民活動を支える・つなげる	
現状と課題	ボランティア基金と単年度寄付金を活動し、サークル助成やボランティア保険の一部を助成をしていたが、検討を行い、平成24年度から新しく助成制度を改正し、これまで助成の対象外であったNPO法人も対象に助成を行っている。 助成の活用を活発化させるために、審査基準の検討を行う必要がある。			
目的 (何のために)	茨城県内におけるボランティア・市民活動団体の自主的な活動を支援し、地域福祉活動の実現・拡充を期する。			
対象 (誰・何を対象に)	県内に所在し、県民を対象とした地域福祉活動を行うボランティアグループ・NPO法人・任意団体で活動期間が1年以上の団体。			
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	平成25年度はボランティアセンター運営委員会において、新たに以下の事業を実施する際に必要な費用として申請のあった事業を審査し、助成金の決定を行う。 1 ボランティア・市民活動を振興するための学習及び研修事業 2 ボランティア・市民活動の振興に広く活用できる調査研究事業 3 ボランティアグループ・市民活動による開発的・モデル的事业 4 ボランティア・市民活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	24		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	全国健康福祉祭への選手派遣	担当部署		わくわく事業推進部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	昭和63年度		氏名	栗田 和宗
根拠法令等	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について（H元. 10. 10付厚生省老人保健福祉部長通知） ・いばらき高齢者プラン 2 1 ・茨城県高齢者自身の取組支援事業委託契約			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）	
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
	挑戦(推進事項)	5	高齢者自ら支える	
現状と課題	全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、厚生省創立50周年を記念し、昭和63年から開催されている。毎年各都道府県持回りで開催され、平成25年度高知大会が第26回大会となる。 選手団の派遣については、開催県が実施競技及び各都道府県の参加選手数を決定するため、開催県の要請に応じて派遣を行っている。			
目的 (何のために)	全国健康福祉祭に選手等を派遣することにより、スポーツや文化、芸術活動などを通じて高齢者自身の心身の健康や社会参加、生きがいの高揚・増進を図り、活力の満ちた長寿社会の形成に寄与することを目的とする。			
対象 (誰・何を対象に)	県内の概ね60歳以上の高齢者			
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 県及び、開催県、各競技団体、市町村社会福祉協議会、老人クラブ連合会と連携を図りながら選手派遣事業を実施。 2 茨城県選手団として派遣行程を設定。大会期間中、選手の怪我等不測の事態に柔軟に対応できるよう、体制を整え派遣を実施。 3 結団式や、開会式前日の決起会（夕食会）を通して、他競技選手との交流の場を作り、選手団としての一体感や士気向上を図っている。 4 ホームページや広報誌を通して、ねんりんピックのPRを実施、ねんりんピックの認知度を高めることにより、大会への参加意欲の向上や参加者の拡大に努める。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	25	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	いばらきねんりんスポーツ大会・交流大会の開催	担当部署	わくわく事業推進部
		担当者	職名 氏名
事業開始年度	平成7年度		係長 小林 ひとみ
根拠法令等	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について (H元. 10. 10付厚生省老人保健福祉部長通知) ・いばらき高齢者プラン21 ・茨城県高齢者自身の取組支援事業委託契約		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる
	挑戦(推進事項)	5	高齢者自ら支える
現状と課題	いばらきねんりんスポーツ大会は、毎年1,000名を超える選手が参加しており、全市町村を対象とした事業として定着。開催時期は、全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催時期を考慮し県との協議により決定。 いばらきねんりんスポーツ交流大会は、各競技団体との共催により全国健康福祉祭代表選手選考会として開催。各競技団体に対しては大会運営費の助成を行っている。 代表選手選考方法について広く県民が参加できる選考方法・大会運営となるよう検討が必要。		
目的 (何のために)	高齢者に適したスポーツを通じて健康の保持増進を図るとともに、地域間交流を深めることを目的に実施する。全国健康福祉祭代表選手選考会も兼ねる。		
対象 (誰・何を対象に)	県内の概ね60歳以上の高齢者であって、スポーツ大会については、各市町村から推薦された選手、交流大会については、各種競技団体が主催する大会にエントリーした選手を対象に実施。		
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 いばらきねんりんスポーツ大会の開催 ・毎年1回、笠松運動公園で実施。 ・競技種目：5種目(うち3種目は次年度の全国健康福祉祭代表選手予選会として実施) ・大会の運営方法等については各種競技団体及び関係機関の代表者等で構成する運営委員会において決定。 ・参加選手(市町村代表選手)については、市町村、社会福祉協議会及び老人クラブ連合会に対し推薦協力を依頼。 2 いばらきねんりんスポーツ交流大会の開催 ・各競技ごとの交流大会(全国健康福祉祭代表選手選考会)を開催する競技団体に対し、交流大会の運営費の補助を行う。 ・広く県民参加が可能となる交流大会の開催方法等については引き続き検討を進める。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	26		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	いばらきねんりん文化祭の開催	担当部署		わくわく事業推進部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成8年度		氏名	栗田 和宗
根拠法令等	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について (H元. 10. 10付厚生省老人保健福祉部長通知) ・いばらき高齢者プラン 2 1 ・茨城県高齢者自身の取組支援事業委託契約			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
	挑戦(推進事項)	5	高齢者自ら支える	
現状と課題	いばらきねんりん文化祭として、高齢者を対象とする「わくわく美術展」と、児童を対象とする「ぼく☆わたしの おじいちゃん☆おばあちゃんの絵コンクール」(以下「児童画コンクール」という)を開催。 わくわく美術展の出展申込数や入場者数は減少傾向にあり、美術展の広報等に一層取り組む必要がある。一方、展示会場に制約があり、全ての作品を展示できず、児童画コンクール作品等については別会場となるなど開催方法等についての検討も必要。			
目的 (何のために)	高齢者の創作による美術展を開催。芸術活動を促すとともに、子どもたちが祖父母をモデルとして描いた絵の展示を通し、世代間の交流を深め、生きがいや健康づくりを増進し、明るく活力ある長寿社会の増進を図ることを目的に実施する。			
対象 (誰・何を対象に)	わくわく美術展：県内の概ね60歳以上の高齢者 児童画コンクール：県内小学校及び特別支援学校小学部の児童			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 わくわく美術展の開催 ・美術展を開催することにより、入賞を目指すことや、作品を多くの人に見てもらえる喜びが高齢者の生きがい作りに繋がることを目指し実施。 ・茨城県美術展覧会や市町村社会福祉協議会、各老人クラブ連合会と連携を図りながら美術展の広報周知や作品の募集、応募作品の審査等の事業を実施。 ・優秀作品については知事賞等の表彰を行うとともに、その中から翌年度開催のねんりんピック美術展に出品。 2 児童画コンクールの開催 ・県教育委員会の協力を得て、各市町村教育委員会へ周知。 ・多くの小学校では、夏休みの課題の一つとして生徒に案内されている。 ・応募者全員へ参加賞を贈呈している。 3 文化祭の開催方法及び広報等の検討 ・いばらきねんりん文化祭の広報等については、わくわく美術展と児童画コンクールを一体的に行うなど効果的な広報に努める。 ※従来作品募集等の時期の相違から個別に広報等を実施 ・展覧会の展示方法を含む開催方法等についても検討を進める。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	27	シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	ニュースポーツの普及推進	担当部署	わくわく事業推進部	
		担当者	職名	事務員
事業開始年度	平成9年度		氏名	飯島 新一
根拠法令等	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について (H元. 10. 10付厚生省老人保健福祉部長通知) ・いばらき高齢者プラン 2 1			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
	挑戦(推進事項)	5	高齢者自ら支える	
現状と課題	高齢者の健康の保持増進のためには、高齢者に適したニュースポーツを普及推進することが重要である。 ニュースポーツ推進事業として、推進員の養成や用具の貸出しを継続して実施しているが、地域への普及方法については、工夫改善する必要がある。			
目的 (何のために)	高齢者に適したニュースポーツを普及させることにより、高齢者の生きがい作りや、健康の保持増進を図る。			
対象 (誰・何を対象に)	県内の概ね60歳以上の高齢者			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 わくわくニュースポーツ推進員養成講習会の実施。 ・受講期間7ヶ月、延べ20日間、計11種目の講習会を実施。 ・養成された推進員に対しては、地域における活動への参加を要請するとともに、推進員活動の受け皿としてニュースポーツの普及推進に取り組む団体を紹介。 2 ニュースポーツ用具の貸出し。 ・県社協及び県内3地域で実施。(地域：市町村社協に協力依頼) 3 ニュースポーツ体験教室の開催。 ・ニュースポーツ体験教室を県内3市町村で実施。 ・大会運営はニュースポーツの普及推進に取り組む団体を中心に、市町村社協等と共催により実施。団体に対する大会運営費の助成を行うことにより団体の活動を支援する。 ・体験教室を通してニュースポーツの普及を図るとともに、市町村や市町村社協が実施する事業活動へのニュースポーツの導入促進を図る。 4 ニュースポーツの普及推進方策の検討 ・ニュースポーツの普及推進を図るため、推進員養成講習会等個々の事業の実施方法等の見直しを行うと共に、効果的かつ効率的にニュースポーツの普及が図れるよう事業の連携による総合的な推進方策の見直し検討を進める。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	28	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	元気シニア地域貢献事業の実施	担当部署	わくわく事業推進部
		担当者	職名 事務員
事業開始年度	平成19年度	氏名	岩浪 普平
根拠法令等	・いばらき高齢者プラン2 1 ・茨城県元気シニア地域貢献事業委託契約		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる
	挑戦(推進事項)	5	高齢者自ら支える
現状と課題	元気シニア地域貢献事業は、団塊の世代を含む高齢者がこれまで培ってきた知識・経験・ノウハウを地域活動に活用し地域の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりの促進を図るために実施する事業であり、シニアを対象とする人材バンク(元気シニアバンク)として事業実施。知識、経験、ノウハウを持った高齢者を茨城シニアマスターとしてシニアバンクに登録、地域活動を行う団体に対し紹介を行っている。 シニアバンクの利用者と登録者に偏りがみられることが課題。		
目的 (何のために)	団塊の世代を含む高齢者がこれまで培ってきた知識、経験、ノウハウを地域活動に活用し、地域の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりの促進を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	県内の概ね60歳以上の知識、経験、ノウハウを持った高齢者を登録し、地域活動を行う団体に対し紹介		
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 元気シニアバンク事業の実施 (1) シニアバンクへの登録 知識、経験、ノウハウを持った高齢者(個人・団体・グループ)の申し込みを受け、シニアバンクへ登録。 (2) シニアバンクの利用 バンク利用を希望する団体からのシニアマスター紹介申込みを受付け。 (3) マッチング バンク利用希望者とシニアマスター(登録者)間の調整及び紹介。 2 広報活動等により登録者の拡充及び利用者の増加に努める。 ・登録者名簿を含むパンフレット等を作成し配布。 ・市町村役所、老人施設、公民館、保育園等、関係機関との連携による広報。 ・ホームページの活用 3 利用者等に対するシニアバンクへの要望等を把握し、利用者のニーズに沿った登録者の拡充に努める。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	29			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	高齢者はつらつ百人委員会活動への支援			担当部署	わくわく事業推進部
				職名	係長
事業開始年度	平成12年度			担当者	氏名 小林 ひとみ
根拠法令等	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について (H元. 10. 10付厚生省老人保健福祉部長通知) ・いばらき高齢者プラン 2 1 ・茨城県高齢者自身の取組支援事業委託契約				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)		
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる		
	挑戦(推進事項)	5	高齢者自ら支える		
現状と課題	高齢者はつらつ百人委員会は、委員自身が、地域の高齢者を対象に、健康づくりや生きがいづくりに関する事業を企画し実施することにより、高齢者が主体的・自主的に生きがいづくりや健康づくりに取組む活動を県民運動として推進するために県内5地域(県北・県央・鹿行・県南・県西)に設置。 各地域毎年約50名の委員を募集、県知事からの委嘱を受け2年任期で活動。(最長5期まで) 平成25年度 県内5地域で603名が活動中。				
目的 (何のために)	高齢者の誰もが健康で心豊かな生活が送れるよう、高齢者が主体となって設置された高齢者はつらつ百人委員会が自主的に行う高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動の支援を行う。				
対象 (誰・何を対象に)	県内の概ね60歳以上の高齢者				
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 各地域の高齢者はつらつ百人委員会活動への一般県民の参加促進を図るため、事業計画や活動状況等についてホームページや広報誌等を活用しPRを行う。 2 各地域の百人委員会が他地域の百人委員会や他団体と繋がり、さらに魅力的な活動に取組むことができるよう情報交換会や研修会を開催するなど、委員会に対する提案や情報提供を行う。 ・委員委嘱式における事業説明会の開催(4月) ・各地域の百人委員会代表者と県(支援機関含む)との情報交換会の開催(7月) ・委員研修会等の開催(2月)				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	30	シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	「セカンドライフ茨城」への支援	担当部署	わくわく事業推進部	
		担当者	職名	事務員
事業開始年度	平成6年度	氏名	前川 佐由美	
根拠法令等	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について (H元. 10. 10付厚生省老人保健福祉部長通知) ・いばらき高齢者プラン2 1			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)	
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
	挑戦(推進事項)	5	高齢者自ら支える	
現状と課題	企業退職者自身が、主体的に仲間づくりや生きがいづくりに取り組むことができるようセカンドライフ茨城運営委員会を設置。本会はその活動の支援の位置づけであり、事業を推進する運営委員会の活動及び事業の支援を行う。具体的には運営委員会の開催運営を行っている。			
目的 (何のために)	企業退職後の高齢者が主体的に運営する委員会の支援を行うことにより、高齢者の仲間づくりや生きがいづくり等を推進する。			
対象 (誰・何を対象に)	県内の概ね60歳以上の高齢者			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 セカンドライフ茨城運営委員会の活動 (1) 運営委員会は県内主要企業のOB等により構成されており、年6回(隔月)開催。 (2) 運営委員会の活動及びイベント等の企画実施は運営委員会により自主的に行われている。 (3) イベント等(主に歴史探索、芸術鑑賞等)は月1回実施。 ・24年度実績 イベント実施回数 12回 イベント参加者 延べ2,517人(実数594人) 2 本会による支援 (1) 運営委員会の招集及び庶務 (2) イベント等の参加者のとりまとめ、運営委員及び参加者との連絡調整			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	31	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	わくわく元気アップ講座の開催	担当部署	わくわく事業推進部
		職名	事務員
事業開始年度	平成24年度	担当者	氏名 木村 勢津子
根拠法令等	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について (H元. 10. 10付厚生省老人保健福祉部長通知) ・いばらき高齢者プラン 2 1		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる
	挑戦(推進事項)	5	高齢者自ら支える
現状と課題	わくわく元気アップ講座は、シニア世代を対象に、健康・生きがい・仲間づくりをテーマに、地域の中で生き生きと暮らし、充実した生活を送るために必要な知識や技能を習得する場として開催。退職後や介護が一段落した後の地域生活をどのように描くかを考えるきっかけを作る`場`の提供としても位置づけ。 講座を通じて、新たな仲間や、体験活動等で得たヒントをもとに地域活動参加など次のステップへ動きだした受講生がいたが、本会に活動の場をもとめている受講生も数多くいることから、講座卒業生の組織化について検討する必要がある。		
目的 (何のために)	高齢者の生きがいと健康づくり、仲間づくりの支援を行うとともに、高齢者の生涯学習を通じた社会参加の促進を目的とする。		
対象 (誰・何を対象に)	県内の概ね60歳以上の高齢者		
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 総合講座10回、選択講座(園芸コース・絵画造形コース)各11回 計21回の講座を実施、受講期間は9ヶ月、延べ21日間のカリキュラム。 2 総合講座では、心身の健康づくりに関する学習や里山ハイキングなどの体験活動を行い、仲間づくりや健康増進を図る。 3 選択講座(園芸・絵画造形コース)では、専門的な知識と技術を体系的に学習、その知識を地域で活かす体験活動を実施。 4 受講者間の親睦を図るため、受講者による実行委員会を組織し、交流パーティの開催や卒業旅行を企画。 5 総合講座では、受講者へアンケートを行い、講師及び内容評価を実施。 6 講座卒業生で組織された検討会を設置し、講座卒業生の組織化を支援するなど、講座卒業生に対する継続的な支援の充実を図る。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	32			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	小地域福祉活動セミナーの開催			担当部署	福祉のまちづくり推進部
				担当者	職名
事業開始年度				氏名	橘川 恒総
根拠法令等	新・社会福祉協議会基本要項				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉 (住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)		
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる		
	挑戦(推進事項)	6	新たな担い手を育てる・つなげる		
現状と課題	地域における福祉課題は、制度や公的サービスだけでは対応できない課題も多く、住民活動や関係機関・団体との協働による対応が不可欠となっている。 地域の実情を把握した上で、住民と共に生活課題の解消に向けた重層的な取り組みを展開する必要がある。				
目的 (何のために)	住み慣れた地域の日常生活圏域において、安心して生活することができるよう地域の福祉・生活課題を少しでも解消することを目的に研修等を実施する。				
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協職員、市町村職員等				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 地域福祉コーディネーター研修の開催 2 住民支え合いマップづくりセミナーの開催				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	33	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	ボランティア養成事業の支援	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	主任推進員
事業開始年度			氏名	中川 稔
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業（セーフティネット）			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）	
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
	挑戦(推進事項)	6	新たな担い手を育てる・つなげる	
現状と課題	市町村社協主催のシニア世代のボランティア養成研修会等の支援が主な活動であるが、県近代美術館等、行政や関係機関等が主催するボランティア養成研修会への支援依頼も多々ある。 また、児童・生徒等の福祉に関するボランティア研修に対する支援依頼も多々あり、シニアをはじめ青少年を含めた幅広い世代のボランティア養成事業の支援を行っていく必要がある。			
目的 (何のために)	高齢者や障がい者が安心・安全に生活できるような福祉社会を構築していくため、市町村社協や学校、関係機関等が主催する福祉に関わるボランティア養成事業（研修会等）において、講話や福祉体験等の支援をする。			
対象 (誰・何を対象に)	・活動の主体となっている団塊・シニア世代に対するボランティア養成支援 ・児童・生徒等、青少年をはじめとした幅広い世代のボランティア養成支援			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 市町村社協が主催するシニアボランティア養成事業の支援を行う。 (研修会等での講話、ワークショップ支援、福祉体験活動の支援、その他) 2 学校の児童・生徒が行う福祉教育及びボランティア養成事業などの支援を行う。 (福祉に関する講話、出前講座、高齢者擬似体験・車いす体験等の活動支援、その他) 3 行政や関係機関・団体等が主催するボランティアに関する研修会等の支援を行う。 (関係機関主催のボランティア養成研修支援、福祉体験活動の支援、その他) 4 県の福祉関係機関等と連携し、相互に福祉全般やボランティアに関する資料提供等を行い、ボランティア養成事業の支援を行っていく。 (全国・県・市町村等の福祉全般及びボランティア等の実態、福祉施設の概況、その他)			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	34	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	ボランティア・市民活動フェスティバルの開催	担当部署	福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名 氏名
事業開始年度	平成26年度		主事 酒薬 真知子
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる
	挑戦(推進事項)	6	新たな担い手を育てる・つなげる
現状と課題	茨城県ボランティア活動研究集会とボランティア・市民活動シンポジウムを統合し平成26年度より実施予定。		
目的 (何のために)	ボランティア・市民活動の啓発・促進を行い、地域福祉の推進を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	ボランティア・NPO団体・ボランティア団体・ボランティア活動に興味関心がある県民		
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 ボランティア・市民活動を行っている際に生じる課題について協議できる場の提供(テーマ別分科会の実施) 2 シンポジウムの開催 3 活動者同士、また、活動者とこれから活動をしてみたい県民の交流の場の提供		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	35	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	防災ボランティアの養成	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	推進員
事業開始年度			氏名	小林 あすか
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業（活動支援）			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）	
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
	挑戦(推進事項)	6	新たな担い手を育てる・つなげる	
現状と課題	災害発生時に対応するための講習，講義等の実施。 平成23年度からは，ボランティアバスを利用し，東日本大震災の被災地での研修を実施してきたが，被災地の復興に伴い，今後の研修内容の検討が必要である。			
目的 (何のために)	研修会等を通し，防災の在り方や災害時の迅速・的確な対応・支援等の理解を深め，防災ボランティアの養成を図るとともに，登録者を増やす。			
対象 (誰・何を対象に)	県民			
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 ボランティアバス等による養成 平成23年度～平成25年度までは，2市町村社協との共催によりボランティアバスを利用した養成研修会を実施。 バス内での防災ボランティアへの登録を含めた基本的な車内研修及び，被災地のがれき処理等の体験を通じた研修を行った。 今後は，講習や講義を取り入れた研修を実施する。 2 茨城県総合防災訓練等への参加 登録ボランティアの訓練への参加呼びかけを行う。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	36		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	茨城県総合防災訓練等への参加	担当部署		福祉のまちづくり推進部	
		担当者	職名	主事	
事業開始年度			氏名	鬼沢 直臣	
根拠法令等	茨城県地域防災計画				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	1	支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)		
	約束(推進目標)	2	福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる		
	挑戦(推進事項)	6	新たな担い手を育てる・つなげる		
現状と課題	これまでの、参加ボランティアが高齢者層が多く、年齢層に偏りがあるため、幅広い世代のボランティアが参加できるような工夫が必要。 傷病者のイメージがわかりやすい医療関係の学生の参加についても検討を行う必要がある。				
目的 (何のために)	災害予防責任者が共同して防災訓練を実施することにより、災害時における防災活動の円滑化を期するとともに、相互の協力体制を確認・強化する。実践的な訓練の場への参加で、ボランティア及び社協の行動力の向上を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	県内防災ボランティア登録者、県民。				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 年に1度、県と市町村との共催により開催される総合防災訓練に参加。 2 訓練で傷病者役としてのボランティアの参加支援や、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等を行う。 3 参加するボランティアは茨城県防災ボランティアに登録している方に呼び掛けたり、当年度訓練開催地の地元社協と連携し、ボランティア参加を呼び掛ける。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	37	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	日常生活自立支援事業の実施	担当部署	福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名 主事
事業開始年度	平成11年度	氏名	平間 麻里子
根拠法令等	社会福祉法第81条, 2000年6月7日付厚生省社会・援護局長通知		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	2	安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者への支援)
	約束(推進目標)	3	その人らしさを引き出し・守る
	挑戦(推進事項)	7	自立への手助け
現状と課題	平成24年3月末現在の利用者は667名。 全市町村が基幹的社協となり利用者が増加しているが、事業の要である基幹的社協専門員の委託費が基準通り確保されていない。利用待機者もでてきており、サービスの質の低下につながる恐れがある。また、行政や福祉事務所からの相談が多く、生活保護受給者の利用も4割を占めているが利用料免除であるため、本事業での負担は大きくなっている。		
目的 (何のために)	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方が、福祉サービス等を利用しながら地域で安心して生活できるように支援する。		
対象 (誰・何を対象に)	県民、市町村社協、関係機関。		
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 県民、関係機関等への広報(ホームページの活用、事業実施状況の把握・整理・分析) 2 基幹的社協担当職員(専門員、生活支援員)の育成・支援 ・生活支援員研修、専門員研修の実施、新任専門員研修の開催 ・専門員連絡会議の開催(ブロック別会議の開催) ・契約締結審査会の開催 3 関係機関との連携(研修等への参加、法人後見社協との連携) ・事業内容の説明等の依頼があった場合は積極的に参加する。 ・法テラスと連絡協議会が平成25年度から立ち上がったため、日常生活自立支援事業担当者にもならず生活福祉資金担当者等と一緒に法テラスと連携していく。 ・法人後見を考えている社協への支援(助言、情報提供) ・関係機関連絡会議の開催 4 基幹的社協管内連絡会議の参加、支援 日立管内、下妻管内、東海管内は継続実施しているため、会議に随時参加、支援する。 担当者が変わったことにより会議が行われていない他の管内社協に情報提供と、随時参加、支援を行う。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	38	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	運営適正化委員会の円滑な実施	担当部署	福祉事業部
		担当者	職名 係長
事業開始年度	平成12年	氏名	藤田 順平
根拠法令等	社会福祉法第83条 運営適正化委員会設置要綱、運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	2	安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者への支援)
	約束(推進目標)	3	その人らしさを引き出し・守る
	挑戦(推進事項)	8	利用者の声に耳を傾ける
現状と課題	運営適正化委員会、運営監視小委員会及び苦情解決小委員会を開催し、問題解決に努める。 事業所において苦情体制を整備し機能しているか、サービスの質の向上に反映されているか確認する。 苦情に関する窓口(苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員)を対象とした研修会を実施する。		
目的 (何のために)	・運営監視…運営監視合議体において福祉サービス利用援助事業の透明性、公正性を確保するため第三者的機関として事業運営全般を監視するとともに、同事業の問題解決を図る。 ・苦情解決…措置から契約に制度移行されたことに伴い、福祉サービス利用者と事業者が対等な関係となるよう、利用者が苦情を申し出やすい環境を整えるとともに適切な解決を図ることにより、利用者の権利擁護を行うことを目的として問題解決を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	福祉サービス提供者(苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員)・福祉サービス利用者及び家族等		
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 共通 ・運営適正化委員会設置要綱に従い、2か月に1度、委員会を開催する。 2 運営監視 ・福祉サービス利用援助事業の事業全般と個別の契約の実施状況の監視を行う(この事業の特質は、判断能力が不十分な高齢者・障害者を対象としていることから、利用者の特性を悪用し、実施主体の利益のために、本人の意思に反する契約締結やずさんな金銭管理が行われないか監視する)。 3 苦情解決 ・苦情の申し出はできる限り常時受け付け苦情の適切な解決を図る(当委員会の対象外である苦情については対象機関を紹介する)。 ・申し出人の苦情内容について施設に事情調査を行う。 ・申し出人への助言、話し合い等による解決に向けたあっせんを行う。 ・虐待や法令違反など明らかに改善を要する不当行為等の苦情は、県知事に速やかに通知する。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	39		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	苦情解決制度の普及促進	担当部署		福祉事業部
		担当者	職名	係長
事業開始年度	平成12年		氏名	藤田 順平
根拠法令等	社会福祉法第83条 運営適正化委員会設置要綱, 運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	2	安心して利用できる福祉 (福祉サービス利用者への支援)	
	約束(推進目標)	3	その人らしさを引き出し・守る	
	挑戦(推進事項)	8	利用者の声に耳を傾ける	
現状と課題	社会福祉法において、事業者は苦情の適切な解決に努めなければならないことが規定され、各々の施設の最低運営基準には、苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置するなど、必要な措置を講じることとされていることから、新設法人に対し運営適正化委員会の役割と苦情の傾向や解決方法についての情報提供を行い、苦情解決に取り組むよう働きかける。 苦情解決制度は、利用者の視点に立った制度であり、広く県民に広報する必要がある。			
目的 (何のために)	福祉サービスの苦情は、本来当事者である利用者と事業者の間で解決されるべきものであることから、事業者が行う苦情解決体制や手段については「社会福祉事業者の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」に従い整備に努めなければならない。 また、当事者間のみでの解決では困難な場合を想定して、都道府県社協に苦情解決制度が設けられており、福祉サービス利用者等に知ってもらうことで、より福祉サービスの利用がしやすくなることを図る。			
対象 (誰・何を対象に)	福祉サービス提供者・福祉サービス利用者及び家族等			
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 毎年4月の新設法人を集めた会議では、当該制度についての説明や現在の苦情の傾向やそれに対する委員会での解決方法についての情報提供を行う。 2 法人認可をおこなう行政には、当該制度の義務化について働きかけを行う。 3 苦情解決の取り組み状況や第三者委員の設置状況の確認を行う。 4 年1回、制度改正を中心に福祉サービスの提供の在り方について研修会を開催する。 5 制度の周知について、いばらきの社会福祉、新聞広告及びホームページへ掲載する。 6 市町村社協の広報誌への掲載を依頼する。 7 ホームページを活用し、苦情相談内容を記載した実績報告書を、誰もが活用できるようにする。 8 新たな周知方法を検討する。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	40		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	第三者評価事業の推進	担当部署		福祉事業部
		担当者	職名	副部長
事業開始年度	平成17年		氏名	渡部 肇
根拠法令等	社会福祉法第78条			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	2	安心して利用できる福祉サービス (福祉サービス利用者への支援)	
	約束(推進目標)	3	その人らしさを引き出し・守る	
	挑戦(推進事項)	9	サービス利用の安心を届ける	
現状と課題	平成25年度は、石下保育園と養護施設の第三者評価を予定している。 社会的養護関係施設（乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設）が3年に1回の受審が義務化されたため、調査者の養成（評価機関ではできない）が急務となっている。 調査者3人が評価にあたるため、事前打ち合わせや訪問調査（2日間）、評価の合議のための日程調整が難しい。			
目的 (何のために)	福祉施設における福祉サービス提供の姿勢や取り組みに関する評価を行う。 福祉施設自身で気付かなかった現在のサービスのレベルを把握することができ、問題点や課題の改善に取り組むことによって、サービスの質の向上に寄与する。 利用希望者や家族は、評価結果が公表されることにより、その福祉施設における情報を得ることができ、福祉施設を選択する際の参考とすることができる。			
対象 (誰・何を対象に)	社会的養護施設、保育所 障害者支援施設、養護老人ホーム・軽費老人ホーム…県推進機構から評価基準が示されていない。			
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 福祉施設へ第三者評価事業の周知を図ったり評価を実施する。 2 茨城県福祉サービス第三者評価推進機構（担当：福祉指導課）が行う、調査者養成研修の周知・派遣を行う。 3 茨城県福祉サービス第三者評価推進機構が行う、評価者継続研修への派遣を行う。 4 全国社会福祉協議会が行う、社会的養護関係施設第三者評価調査者養成研修の周知・派遣を行う。 5 公表用ホームページへの掲載、管理を行う。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	41		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	外部評価事業の推進	担当部署		福祉事業部
		担当者	職名	副部長
事業開始年度	平成16年		氏名	渡部 肇
根拠法令等	社会福祉法第78条 厚生労働省省令第81号			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	2	安心して利用できる福祉サービス（福祉サービス利用者への支援）	
	約束(推進目標)	3	その人らしさを引き出し・守る	
	挑戦(推進事項)	9	サービス利用の安心を届ける	
現状と課題	平成24年度は、147事業所の評価を行った。 調査員の約4割が60歳代なので、養成時には50歳代までの人とするなど、年齢構成に留意する必要がある。 調査員の中には仕事に就いている方が多く、研修会への参加は6割程度となっているが、日常的に相談員から回答したことに対しての不安や疑問の相談を受け、回答している。 2年に1回の受審事業所が増えてきたことから、年間の受審事業所が右肩上がりに増えていくことは考えにくい。			
目的 (何のために)	事業所における福祉サービス提供の姿勢や取り組みに関する評価を行う。 事業所自身で気付かなかった現在のサービスのレベルを把握することができ、問題点や課題の改善に取り組むことによって、サービスの質の向上に寄与する。 利用希望者や家族は、評価結果が公表されることにより、その事業所における情報を得ることができ、事業所を選択する際の参考とすることができる。			
対象 (誰・何を対象に)	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） 小規模多機能型居宅介護事業所			
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 事業所へ外部評価事業の周知を図ったり評価を実施する。 2 茨城県福祉サービス振興会（県委託）が行う、調査員養成研修への周知・派遣を行う。 3 茨城県福祉サービス振興会が行う、評価員フォローアップ研修への周知・派遣を行う。 4 調査員の資質の向上と情報の共有を図るため、研修会を開催する。 5 公表用ホームページへの掲載、管理を行う。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	42	シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	生活福祉資金貸付・運営事業の実施	担当部署	総務部	
		職名	主事	
事業開始年度		担当者	氏名	落合 正俊
根拠法令等	生活福祉資金貸付制度要綱			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	2	安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者への支援)	
	約束(推進目標)	4	生活困窮者への自立支援	
	挑戦(推進事項)	10	安心した生活を支える	
現状と課題	平成21年の生活福祉資金貸付制度改正に伴い、改正直後から平成23年度までは急激に相談・利用件数が伸びたが、平成24年度以降、相談・利用件数ともに減少傾向にある。 単に資金の貸付のみを目的とせず、民生委員や市町村社会福祉協議会の相談支援を受けながら、世帯の自立更生を目指す貸付制度があることを低所得世帯等に周知する必要がある。 市町村社協担当者の知識の共有化、担当者異動によっても左右されない一貫した対象世帯への支援について、研修を通じて如何に深められるかが課題である。 制度上、民生委員の関わりが薄くなりつつある中で、市町村社協と連携の下、如何に民生委員に協力を求め世帯の支援につなげていけるかが課題である。			
目的 (何のために)	生活福祉資金事業の円滑・適切な運営。			
対象 (誰・何を対象に)	県民 生活福祉資金債務関係者 市町村社協生活福祉資金担当職員等 民生委員			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法など)	1 全体的な担当者研修会を定期的に開催する(1回/年以上)。 2 全体的な担当者研修会の外、ブロックまたは個別社協ごとに担当者で集まる機会を設け、制度周知を図り、連携対応について説明するとともに協力を求める。また、必要に応じ、市町村社協担当者以外の職員への制度周知を図る。 3 県民児協と連携し、市町村民児協正副会長会議や市町村民児協定例会・民生委員研修会等において説明・協力依頼を行う。 4 ホームページで制度案内をする。 5 リーフレットを配布する(市町村社協・民生委員・学校・福祉施設等)(各所1回/年以上)。 6 広報誌「いばらきの社会福祉」及び特集号で周知を図る(年5回)。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	43		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	不良債権調査の実施		担当部署	総務部	
			担当者	職名	主事
事業開始年度			氏名	落合 正俊	
根拠法令等	生活福祉資金貸付制度要綱等				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	2	安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者への支援)		
	約束(推進目標)	4	生活困窮者への自立支援		
	挑戦(推進事項)	10	安心した生活を支える		
現状と課題	平成21年10月の制度改正以降に莫大に増えた債権の償還が本格的に始まり、償還業務が増大している。 転居を繰り返している債務者も多く、住所確認については引き続き行う必要があり、また長期滞納者については、市町村社協と連携を図りながら、債務者への電話連絡・訪問を取るようにする。 償還相談会を実施する市町村社協は増加傾向にあるが、開催通知を出した者の内、当日の出席率は1～2割と低調であり、欠席した債務者に対して如何にフォローしていくことが出来るかが課題である。				
目的 (何のために)	生活福祉資金事業及び同和対策福祉資金の円滑・適切な運営。				
対象 (誰・何を対象に)	生活福祉資金事業及び同和対策福祉資金債務関係者				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 行方不明者については行政に所在地調査をかけて住所を把握し、債務者と連絡をとり償還を促す。 2 債務者への年4回の通知を25年度以降も県社協から直接送付し、行方不明者の所在把握をする。 3 滞納者については、市町村社協や民生委員と連携し、訪問・電話連絡による督促や債務者の生活状況を確認するとともに、償還意識をもたせる償還指導を行う。 4 債権管理強化月間(11月)を中心として、主に市町村社協を会場に償還相談会を実施し、債務者の相談対応及び生活指導等を行い、償還に向けた相談を行う(平成25年度までに県内で80%の市町村社協で開催)。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	44	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	【新】低所得世帯児童・生徒への学習支援	担当部署	総務部
		担当者	職名 主事 氏名 高田 直子
事業開始年度	平成25年度		
根拠法令等			
プランにおける該当項目	使命(重点目標)	2	安心して利用できる福祉（福祉サービス利用者への支援）
	約束(推進目標)	4	生活困窮者への自立支援
	挑戦(推進事項)	11	多様な取組みを通じて寄り添う
現状と課題	低所得世帯の子どもたちは様々な理由で十分な学習の機会を得にくいものと思われる。現状、低所得世帯児童への学習支援対策が確立されていないため、新規事業として取組む。しかし、ニーズ調査や周知方法、指導者の確保等が課題となっている。		
目的 (何のために)	生活困窮に起因して学習の機会を逸している児童・生徒に対し、学習の場を提供することで対象世帯の自立を側面的に支援する仕組みを構築し、広く県内に普及を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	低所得世帯の小学5・6年生及び中学生（予定）		
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 関係機関への協力依頼 （茨城県・市町村行政への実態把握調査依頼，県母子寡婦福祉連合会等への母子家庭の状況把握等） 2 視察 （県外での実施団体への視察） 3 周知 （指導者ボランティアの募集，参加児童・生徒の募集） 4 モデル事業の実施→ノウハウの蓄積 （モデル的に学習支援の場を展開） 5 報告書の作成→後継者へノウハウの提供 （マニュアル等作成についても検討する）		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	45		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	福利厚生センター（ソウェルクラブ）事業の充実		担当部署	福祉事業部	
			担当者	職名	主事
事業開始年度	平成4年		氏名	菊池 麻美	
根拠法令等	社会福祉法第103条				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）		
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める		
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる		
現状と課題	福利厚生センターの地方事務局を受託しており、会員交流事業等の地域メニューの企画・実施を行っている。				
目的 (何のために)	民間社会福祉従事者の福利厚生の増進を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	民間社会福祉従事者				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 会員交流事業や地域開発メニューの企画・実施と、参加者への助成を行う。 2 施設への訪問や、福祉人材センター、茨城県社会福祉施設経営者協議会等と連携し、会議開催等の際にパンフレット等を配布して加入促進を図る。 （平成24年度実績：438法人のうち119法人加入）				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	46	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度の充実	担当部署	福祉事業部
		職名	主事
事業開始年度	昭和46年	担当者	氏名 菊池 麻美
根拠法令等	茨城県民間社会福祉施設職員等退職手当支給制度規程		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる
現状と課題	民間社会福祉事業従事者の福利厚生の一環として、退職手当の支給を行っている。 平成19年度に制度の改正を行ったが、今後の社会情勢を見ながら、専門家の意見を取り入れ制度の見直しを図っていく必要がある。		
目的 (何のために)	民間社会福祉施設職員の退職金を国家公務員の給付水準に近づける。		
対象 (誰・何を対象に)	民間社会福祉施設職員		
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 契約者からの掛金をもとに、共済法に基づいて福祉医療機構から支給される退職金との差額を補てんとして支給する。 2 充足率(加入者全員が退職した場合に支給できる割合)確保のために、適切な資金運用を実施する。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	47	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	事業所内保育事業の促進	担当部署		福祉事業部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成21年		氏名	菊池 麻美
根拠法令等	事業所内保育促進事業費助成金交付要項			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)	
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める	
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる	
現状と課題	研修会講師が県内のため、相談支援の充実が図られた。しかし、施設の年間持ち出しが多いため、事業所内保育が進まず、研修会参加施設も少ない。			
目的 (何のために)	介護福祉施設に従事する職員の子育て支援及び定着促進を図る。			
対象 (誰・何を対象に)	介護福祉施設に従事する職員			
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 事業所内保育の設置・運営研修会の開催。 2 介護福祉施設の事業所内保育活動のために遊具等を購入する社会福祉法人に対し、助成金を交付する。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	48	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	マッチング支援体制の整備・充実	担当部署		福祉人材・研修部
		担当者	職名	係長
事業開始年度	平成4年度		氏名	阿久津 朋子
根拠法令等	社会福祉法, 茨城県福祉人材センター運営事業委託契約			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)	
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める	
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる	
現状と課題	県内の福祉人材の確保のため, 無料職業紹介所の機能によりその支援に努めてきたが, 景気動向に加え労働力人口の減少及び高齢化等の影響により, 求人数が求職者数を超える状態が続いている。 福祉分野への就職希望者の確保と就職支援について, 県社協福祉人材センター単独ではなく, 関係機関と連携しながら進めていく必要がある。			
目的 (何のために)	高まる福祉サービスへの福祉人材の安定的な供給を図る。			
対象 (誰・何を対象に)	就職希望者及び求人事業所等			
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 マッチング支援強化のための就職支援関係機関・団体との連携 ハローワークや就職支援センター, 看護協会や介護労働安定センターなどと連携し, 一体的な事業実施などにより福祉分野への就職者の増を図る。 2 マッチングに繋げる啓発活動の充実 福祉関係の専門学校や大学のみならず, 高等学校や小・中学校も視野に入れ, 将来的な福祉人材の確保に向けた取り組みを行う。 3 定着支援のための働きかけの充実 茨城県社会福祉施設経営者協議会との連携による, 福祉施設での職員採用に係る研修会や定着に向けてのアドバイザーの確保等の検討を行う。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	49	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	就職面接会・就職相談会等の開催	担当部署		福祉人材・研修部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成21年度		氏名	生駒 みどり
根拠法令等	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成24年3月2日付け障発0302第1厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）	
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める	
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる	
現状と課題	福祉人材確保が喫緊の課題とされる中、求職者と求人事業所との直接的なマッチングの場となる就職面接会・就職相談会は必要不可欠な事業である。 ただし、求人事業所の参加希望は多数寄せられるが、求職者の参加が減少しているという現状がある。			
目的 (何のために)	福祉人材を確保する。			
対象 (誰・何を対象に)	就職希望者及び求人事業所等			
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 平成25年度実施予定 (1)就職面接会：全職種対象面接会（1回）、介護職対象面接会（2回）、 保育職対象面接会（1回） (2) 就職相談会：県域相談会（1回）、県境地域3県合同相談会（1回） ○日程・会場の設定 ○事業所向け・求職者向け広報 ○面接会・相談会実施			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	50		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	福祉・介護職確保セミナー等の開催		担当部署	福祉人材・研修部	
			担当者	職名	係長
事業開始年度	平成22年度			氏名	阿久津 朋子
根拠法令等	社会福祉法, 茨城県福祉人材センター運営事業委託契約				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める		
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる		
現状と課題	景気動向に加え, 社会全体における労働力人口の減少及び高齢化等を背景に, 福祉職員, 中でも介護職の労働力不足が顕著となっているため, 人材の確保が喫緊の課題となっている。				
目的 (何のために)	福祉・介護職員を確保する。				
対象 (誰・何を対象に)	就職希望者及び生徒・学生等				
事業・業務の具 体的内容等(手 段・手法など)	1 福祉の仕事セミナーの開催 講義形式による就労先や業務の紹介を始め, 具体的な内容がイメージできるように, 職場体験とパッケージ化したセミナーを開催することにより, 就職に繋げることを目的に行う。 2 福祉職場フェスティバルの開催 将来的な福祉・介護人材の確保のため, 啓発的事業を行う。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	51	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	介護福祉士等修学資金貸付事業の実施	担当部署	福祉人材・研修部
		職名	係長
事業開始年度	平成21年度	担当者	氏名 阿久津 朋子
根拠法令等	介護福祉士等修学資金の貸付けについて、介護福祉士等修学資金制度の運営について 茨城県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程 高齢者保健福祉推進10か年戦略		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる
現状と課題	本会が事業開始した平成21年度から、介護福祉士養成施設入学者計263名、社会福祉士養成施設入学者計36名に貸付けを決定した。 国の要綱の改正により、平成25年度から生活保護世帯からの申請者の内希望者に対しては、月々の生活費を加算して貸付けている（2名）。 貸付原資の残金の関係から、制度の継続と一定数の貸付対象者を確保することが難しい。		
目的 (何のために)	介護福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士・社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付、質の高い介護福祉士・社会福祉士を養成し、県内福祉施設等への人材確保と定着促進を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	介護福祉士や社会福祉士の資格取得と、茨城県内での就職を希望する者		
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 平成26年度の貸付計画 平成25年度からの継続貸付対象者35名及び生活費加算希望者2名 新規貸付者 介護職員実務者研修受講者（上限20万円）5名 2 貸付者の管理 貸付者の貸付終了後の就職状況や返還状況について管理する。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	52	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	福祉・介護職員確保特別対策事業の実施	担当部署	福祉人材・研修部
		職名	主事
事業開始年度	平成21年度	担当者	氏名 生駒 みどり
根拠法令等	重点分野雇用創造事業		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる
現状と課題	県民誰もが健やかに安心して暮らせるよう福祉・介護サービスを充実させていくために福祉人材の実態や職員定着策等について調査・研究を行い、福祉・介護サービスの担い手を安定的に確保し定着することを目的に、雇用・経済情勢が悪化していることをふまえ、福祉・介護職場での就職を希望する失業者等を雇用して事業を実施している。 調査委託を希望する事業所は多いが、再委託費の金額も大きく、適正な運営管理が課題である。		
目的 (何のために)	安定的な福祉サービスの担い手の確保と定着を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	求職者，求人事業所		
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 実施内容 (1) 調査委託を希望する事業所の募集 (2) 対象事業所との契約 (3) 業務実施報告の提出依頼と内容確認(四半期ごと) (4) 年度末に福祉人材状況調査書の提出を依頼・内容確認 (5) 福祉人材調査書の取りまとめ(冊子化) 2 平成25年度実施状況 平成24年度からの継続契約者249名 新規募集に関しては随時行う		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	53	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	職場体験事業の推進	担当部署		福祉人材・研修部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成21年度		氏名	生駒 みどり
根拠法令等	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成24年3月2日付け障発0302第1厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）	
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める	
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる	
現状と課題	福祉・介護の仕事に関心のある方を対象に実際の介護現場での業務を体験してもらい福祉・介護職についての理解を深めていただくことを目的として実施している。 求人事業所にとっては採用前に業務体験をしてもらうことによって求職者の適性等を知ることができ、ミスマッチを少なくできるというメリットがあるが、近年は登録事業所数（体験者受入れ事業所数）・体験者ともに減少傾向にある。			
目的 (何のために)	福祉・介護職についての理解を深め就職に繋がるきっかけとする。			
対象 (誰・何を対象に)	福祉・介護の仕事に関心のある方，就職希望者			
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 実施内容 (1) 事業内容についての広報（事業所・体験者向け） (2) 体験者受入れ事業所の確保 (3) 事業所・体験希望者とのコーディネート 2 平成25年度実施予定 300名×2日＝600日実施予定			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	54	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	福祉・介護人材マッチング機能強化事業の充実	担当部署	福祉人材・研修部
		職名	主事
事業開始年度	平成21年度	担当者	氏名 生駒 みどり
根拠法令等	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成24年3月2日付け障発0302第1厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）		
プランにおける該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる
現状と課題	キャリア支援専門員を地区別に配置し、事業所における詳細な求人ニーズの把握と、求職者の適性・ニーズの確認を行う。就職についてのマッチングに併せ就業後の適切なフォローアップを実施する。 求人事業所の人材不足が続く中、求職者の開拓と就業者の職場定着が可能となるような支援を続けていく必要がある。		
目的 (何のために)	福祉・介護人材の開拓・確保と定着を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	求人事業所・求職者		
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 実施内容と平成25年度の実施予定 (1) ふくし職働（求職者支援強化事業；就職や福祉の職場で役立つ講座の開催） 求職者対象講座(17回) 求職者・現任職員対象講座(27回) 求職者・現任職員対象サロン(25回) (2) ハローワークにおける出張就職相談会(4か所) (3) 市町村社協における出張就職相談会(10か所) (4) 就職面接会(4回) (5) 福祉施設事業所への訪問活動による求人ニーズの把握と求人事業所開拓(随時) (6) アドバイザー派遣(随時)		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	55	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	福祉・介護人材キャリアパス支援事業の実施	担当部署		福祉人材・研修部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成21年度		氏名	生駒 みどり
根拠法令等	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成24年3月2日付け障発0302第1厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）	
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める	
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる	
現状と課題	事業所において福祉・介護人材の適正なキャリアパス，スキルアップを促進するための研修等（複数事業所連携事業）を実施し，福祉・介護人材の安定的な定着をはかるためのユニット形成のコーディネート業務を行っている。 事業の成果等が直接的に把握できないところが課題である。			
目的 (何のために)	福祉・介護人材キャリアパス，スキルアップの促進する。			
対象 (誰・何を対象に)	福祉事業所職員			
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 事業所等への働きかけ，事業所間のマッチング，効果的な事業実施に向けアドバイスを行う等のコーディネート業務の実施 2 複数事業所連携事業を利用するユニットの募集 3 県へ報告			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	56		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	福祉・介護人材確保対策連携強化事業の実施	担当部署		
		福祉人材・研修部		
事業開始年度	平成24年度	担当者	職名	主事
			氏名	生駒 みどり
根拠法令等	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成24年3月2日付け障発0302第1厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）	
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める	
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる	
現状と課題	福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知の実施、求職者の動向等を把握、各事業の実績把握と効果検証を一元的に行うことで事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的に実施するが、どのような連携策を講じることが効果的な人材確保につながるのか成果が見えにくい。			
目的 (何のために)	関係機関が連携を強化し、広報や事業の実績把握等を一体的に行うことにより人材確保へと繋げる。			
対象 (誰・何を対象に)	種別協議会、福祉養成校、関係機関・団体、市町村社協、行政			
事業・業務の具 体的内容等(手 段・手法など)	1 協議会の設置 2 連携事業の実施 ・福祉・介護人材緊急確保対策事業のパンフレットの作成 ・「ふくしの仕事ガイドブック」(仮)の作成 ・求職情報誌「うえるわーく」に関係機関の面接会情報等を共同で掲載 3 就職動向等の把握、事業実績（活動指標、成果指標等）の把握			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	57			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	介護支援専門員実務研修受講試験実施事業の実施			担当部署	福祉人材・研修部
				職名	主事
事業開始年度	平成16年度			担当者	氏名 稲村 貴志
根拠法令等	介護保険法第69条の27, 茨城県知事指定				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める		
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる		
現状と課題	受験者数は、これまで2,900名前後であったが、平成24年度は初めて3,000名を超える受験者数となった。受験者数が増えることで受験手数料収入も増えるが、その一方で試験事務が煩雑となる。 特に例年の課題として、試験会場の確保の問題があり、受験者が安心して受験することができる試験会場を施設設備やアクセス、周辺環境等を考慮し、早めに確保する必要がある。				
目的 (何のために)	介護支援専門員養成にあたり、介護支援専門員実務研修を受講する前段として事前に必要な知識等を有していることを確認するための試験を実施する。				
対象 (誰・何を対象に)	県内において当該受験資格対象業務に従事している者、又は現在当該受験資格対象業務に従事していないが住所地が県内である者であって、当該受験資格対象業務における実務経験を一定期間及び日数を有している者。				
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 試験実施 (1) 試験広報業務 (2) 実施案内作成・配布業務 (3) 受験願書受付・審査業務 (4) 受験票発送業務 (5) 試験運営準備業務 (6) 試験運営業務 2 試験結果報告・発表 (1) 試験結果採点業務 (2) 試験結果報告業務 (3) 試験結果発表業務 3 事業実施方法の見直し・検討 ・ 願書審査事務の適正化を図るために、過去の願書審査事務の状況をまとめ、審査手順書及びQ&A等の審査基準となる資料の作成を検討する。 ・ 受験者数が増え試験事務が煩雑化する中で、適正かつ効率的な事務を行うための人員数について検討する。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	58	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	介護支援専門員実務研修事業の実施	担当部署	福祉人材・研修部
		職名	主事
事業開始年度	平成12年度	担当者	氏名 稲村 貴志
根拠法令等	介護保険法第69条の33第1項, 茨城県知事指定		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる
現状と課題	本研修事業は、例年研修会場の確保が難しい状況にあり、平成24年度実績で558名の方が受講しており、それら受講者が安心して受講できる研修会場を安定的に確保する必要がある。 また、介護保険制度では4年に1度の見直しが行われている。法改正が行われれば、自ずと研修内容にも影響があるため、今後も法改正等を意識し研修を実施する必要がある。 そして、実務研修受講者の中には配慮を要する方もおり、研修実施機関として公平かつ平等な基準に基づいた実施はもちろんであるが、受講者が安心して受講できるよう柔軟な対応も考慮する必要がある。		
目的 (何のために)	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	介護支援専門員実務研修受講試験合格者		
事業・業務の具 体的内容等(手 段・手法など)	1 指導者会議の開催(必要に応じワーキング会議開催) ・講義・演習等の内容の検討 ・講義・演習等の進め方の検討 ・研修協力指導者の調整 等 2 実務研修の開催(44時間) ・集合研修(前期1日目) ・班別研修(前期2・3・4日目) ・実習 ・班別研修(後期1・2・3日目)		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	59			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	介護支援専門員更新研修事業の実施			担当部署	福祉人材・研修部
				担当者	職名 氏名
事業開始年度	平成21年度				
根拠法令等	介護保険法第69条の7第2項				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める		
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる		
現状と課題	介護支援専門員の更新制に対する理解と意識付けが不十分である。 更新対象者への周知・通知方法については県が一括で行う等の対応を要する。 問い合わせ時に、対象となるか判断がつかない案件については、登録システム(データ一元管理)がある県長寿福祉課介護保険室へ繋ぐことが求められる。 受講者の介護支援専門員としての就労意志の有無が課題である。				
目的 (何のために)	今後、介護支援専門員として業務に就く可能性がある者を対象に実施する。				
対象 (誰・何を対象に)	介護支援専門員専門員証の有効期限が1年以内に満了する者で、介護支援専門員として実務に従事したことがない者				
事業・業務の具 体的内容等(手 段・手法など)	1 指導者会議の開催(必要に応じワーキング会議開催) ・講義・演習等の内容の検討 ・講義・演習等の進め方の検討 ・研修協力指導者の調整 等 2 更新研修の開催(44時間) ・集合研修(前期1日目) ・班別研修(前期2・3・4日目) ・実習 ・班別研修(後期1・2・3日目)				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	60		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	介護支援専門員再研修事業の実施		担当部署	福祉人材・研修部	
			職名	主任	
事業開始年度	平成20年度		担当者	氏名	松本 佳子
根拠法令等	介護保険法69条の8第2項, 茨城県知事指定				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める		
	挑戦(推進事項)	12	福祉人材を確保し定着させる		
現状と課題	介護支援専門員の更新制に対する理解と意識付けが不十分である。 有効期限満了者への周知・通知方法については県が一括で行う等の対応を要する。 問い合わせ時に, 対象となるか判断がつかない案件については, 登録システム(データ一元管理)がある県長寿福祉課介護保険室へ繋ぐことが求められる。 受講者の介護支援専門員としての就労意志の有無が課題である。				
目的 (何のために)	今後, 介護支援専門員として業務に就く可能性がある者を対象に実施する。				
対象 (誰・何を対象に)	介護支援専門員登録証明書の有効期限が既に満了した者				
事業・業務の具 体的内容等(手 段・手法など)	- 指導者会議の開催(必要に応じワーキング会議開催) - 講義・演習等の内容の検討 - 講義・演習等の進め方の検討 - 研修協力指導者の調整 等 - 再研修の開催(44時間) - 集合研修(前期1日目) - 班別研修(前期2・3・4日目) - 実習 - 班別研修(後期1・2・3日目)				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	61		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	社会福祉従事者研修事業の推進	担当部署		福祉人材・研修部
		担当者	職名	主任
事業開始年度	平成5年度		氏名	松本 佳子
根拠法令等	社会福祉法第94条の4			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)	
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める	
	挑戦(推進事項)	13	福祉人材を育成する	
現状と課題	福祉業界の実態と受講者ニーズに沿ったテーマ・指導方法が提供できているかの検証が必要である。 専門研修は申込者多数につき抽選で受講者を決定しているものが多いため、コースの増設などで対応してきたが、それでもなお、受講者多数で抽選となるケースもある。会場・講師の確保と、その他の研修開催との兼ね合いからもこれ以上研修・コースの増設は難しいと思われる。 平成26年度以降の新たな階層別研修の実施に伴い、専門研修も含めた体系の見直しと、更なるスクラップ・アンド・ビルドが求められる。			
目的 (何のために)	「福祉人材確保指針」に基づき、福祉に従事するあらゆる職種の職員が就労を継続するために必要とされる共通して学ぶべき内容を、経験年数や役職に応じて階層別研修として開催する。また、課題・テーマ別に学べるよう専門研修・特別研修として開催する。			
対象 (誰・何を対象に)	茨城県内の社会福祉事業に従事する者			
事業・業務の具体的内容等(手段・手法など)	1 研修体系・研修内容等の検討, テーマに沿った講師の選定 2 はんどちゃん研修等協議会の開催(必要に応じワーキング会議開催) 3 各研修の企画・講師との連絡・日程調整 4 受講対象者への募集・通知 5 受講決定(抽選等) 6 研修開催 7 アンケート等集計・効果測定			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	62		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	【新】地域福祉活動実践事例集の作成		担当部署	企画室	
			担当者	職名	主事
事業開始年度			氏名	後藤 みゆき	
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	5	福祉を支える人を増やし・資質を高める		
	挑戦(推進事項)	13	福祉人材を育成する		
現状と課題	福祉関係者の相互研鑽を目的とした事業としては、研究交流誌寄稿者の研究発表会といった事業が存在していたが、論文の応募がなく事業実施が難しくなり、近年は開催がなかった。しかしながら、福祉関係者の情報交換や相互研鑽の機会の提供は必要であるため、実践事例集の作成を通して特徴的な取り組みを紹介していきたい。				
目的 (何のために)	特徴的な活動事例を集めた実践事例集を作成することで、相互研鑽を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	市町村社会福祉協議会、施設、ボランティア団体、NPO法人等				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 実践的な事例を掲載している資料を参考にしながら、実践事例集の掲載内容検討を行う。 2 特徴的な実践事例を収集し、事例集を作成する。必要に応じて新たに事例の募集をする。 ※ まずは3年間実施し、状況に応じて軌道修正をする。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	63		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	市町村社協職員専門講座の開催		担当部署	福祉のまちづくり推進部	
			担当者	職名	係長
事業開始年度			氏名	橘川 恒総	
根拠法令等	新・社会福祉協議会基本要項				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協と共に考え共に進む		
現状と課題	職員の資質及び市町村社協の取り組み(事業展開)等に差があり、照準を合わせることが難しい。				
目的 (何のために)	市町村社協職員を対象に専門講座を開催し、社協職員としての専門性を高め、円滑な地域福祉活動の推進を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協職員。				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 新任・初級研修の開催 2 トップセミナーの開催 3 経理担当職員研修の開催 4 労務管理担当研修の開催 5 活動計画策定研修の開催 ※ 1・2は、茨城県市町村社会福祉協議会事務局長会及び茨城社会福祉協議会職員連絡協議会と共催で隔年実施。 実施する研修は、時宜にかなったものとするため、必要に応じて変更して行う。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	64		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	市町村地域福祉活動計画及び社協発展強化計画策定の推進		担当部署	福祉のまちづくり推進部	
			担当者	職名	係長
事業開始年度	平成4年度		氏名	橘川 恒総	
根拠法令等	地域福祉活動計画策定指針				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協と共に考え共に進む		
現状と課題	市町村が策定する「地域福祉計画」は法定化されているものの、市町村社協における「地域福祉活動計画」及び「社協発展強化計画」は任意での策定となる。 地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する中核的な組織として、地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動のを記した柱となるものであるため、策定に向けて継続的な働きかけが必要である。また、それら計画を具現化するための「社協発展強化計画」の策定についても合わせて進める必要がある。				
目的 (何のために)	住民参加を基本とし、地域福祉活動計画に基づいて地域住民や関係機関と連携・協力し各事業に取り組むことを目的に地域福祉活動計画策定及び社協発展強化計画策定を推進する。				
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 地域福祉(活動)計画担当者研修の開催 2 市町村社協における地域福祉活動計画策定委員会等への参画・情報提供				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	65			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	市町村社協常務理事・事務局長会議の開催			担当部署	企画室
				担当者	職名 氏名
事業開始年度	昭和44年				
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協と共に考え共に進む		
現状と課題	・年1回、年度当初に開催。県社協の今年度の事業方針説明後、各部からの事業説明を行っている。 ・県社協全体の事業について理解してもらう数少ない機会であることから、単なる事業説明だけではなく、県社協や市町村社協の役割、事業の方向性などについても説明していく必要がある。 ・参加者が聞く一方ではなく、情報交換などの時間を設定することが必要である。				
目的 (何のために)	市町村社協を取り巻く環境の変化に対応するための現状認識及び社協の役割行動の認識、組織運営上の課題検討を行う。				
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協の常務理事及び事務局長				
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 年1回、年度当初に開催する。 2 参加者間で情報交換・意見交換ができるプログラムの構成を検討する。 3 事前に市町村社協を対象としたアンケートを実施し、取りまとめた結果を当日提供するなど情報の共有化を図る。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	66		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	市町村社協の支援と協働	担当部署		福祉のまちづくり推進部	
		担当者	職名	係長	
事業開始年度			氏名	橘川 恒総	
根拠法令等	社会福祉法第110条第1項第4号				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協と共に考え共に進む		
現状と課題	少子・高齢化や核家族化の進行、厳しい経済情勢などを背景に新たな福祉課題が顕在化している。児童虐待の顕著化・深刻化や、生活困窮者の自立支援、また精神障害者の地域生活の支援、高齢者の権利擁護など、いくつもの重要な課題があるが、多くの場合、従来の福祉制度の枠組みでは十分に対応することが困難である。 こうした新たな福祉課題に対し、社協の関わりは重要な役割を果たすことが期待されている一方、従来からの業務に追われ取り組みきれていない現状にある。				
目的 (何のために)	市町村社協に情報提供を行ったり協働したりすることで、市町村社協が抱えている課題を解決または解消し、もって県内の地域福祉推進の向上に寄与することを目的とする。				
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協。				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 市町村社協訪問支援 2 市町村社協事務局体制強化への支援 3 市町村社協概況調査の実施及びデータブックの作成 4 市町村社協助成事業の実施 ※ 実施する研修は、時宜にかなったものとするため、必要に応じて変更して行う。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	67		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	市町村社協実務研修生の受入れ		担当部署	—	
			担当者	職名	事務局次長
事業開始年度	平成19年度		氏名	高橋 光義	
根拠法令等	茨城県社会福祉協議会における市町村社会福祉協議会職員の実務研修に関する要項				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協と共に考え共に進む		
現状と課題	市町村社協においては、人員や財源の余裕がないので、県社協への1年間の実務研修生派遣は困難な状況にある。県社協と市町村社協双方にとって研修になる相互交流と合わせて進めていく必要がある。				
目的 (何のために)	市町村社協職員が県社協の業務を知ることにより、その後の市町村社協業務を進めるうえでの参考としてもらう。 県社協と市町村社協の交流促進が図れる。				
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協職員				
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 事務局長会議等で制度の案内を行う。 2 県社協と市町村社協の相互交流も含めて、意向調査を実施する。 3 案内通知を発送する。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	68			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	ボランティア担当職員等の養成・支援			担当部署	福祉のまちづくり推進部
				担当者	職名
事業開始年度	平成10年			氏名	酒薬 真知子
根拠法令等	茨城県ボランティアセンター活動事業				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関連機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協と共に考え共に歩む		
現状と課題	地域福祉担当者及びボランティア担当者としての意識を高め、県民の福祉活動への参加を促進するための検討協議を行っている。(年1回) 多様化するボランティア活動に対応するため、年に3回、市町村社協担当職員及びボランティアコーディネーター向けの研修会を実施している。				
目的 (何のために)	多様化するボランティア課題等に対応するためための職員の専門性及び資質向上を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	県内市町村社協・県内市町村ボランティアセンターにおけるボランティア担当者及びボランティアコーディネーター、地域福祉担当者。				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 地域福祉・ボランティア担当者会議 ボランティア担当者、ボランティアコーディネーターの質の向上、課題の共有、横の連携を強化することを目的に、テーマを毎年設定し、年1回開催。 2 ボランティア担当者・ボランティアコーディネーター研修会 年に3回、アンケートの結果をもとに研修会を実施。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	69	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	市町村社協地域包括支援センター連絡会の充実	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成20年度		氏名	平間 麻里子
根拠法令等	介護保険法			
プランにおける該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)	
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む	
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協地域包括支援センター連絡会の充実	
現状と課題	現在12社協が地域包括支援センター(以下包括)を実施しているが、社協によっては、事務所や体制が別になっている環境である。社協の包括であるが、連携や情報の共有ができていない社協もあるため、連携が図れている社協の取り組みを習得できる機会を継続してつくる必要がある。			
目的 (何のために)	「地域包括ケア」を推進する地域包括支援センターを受託する市町村社協の円滑な事業推進を目指し、実施社協のネットワークを構築するとともに、実施課題の解決に向けた協議・研究を行い、県内市町村社協にも情報提供等の支援活動を行うことで、包括的なサービス体制を築き、県民の福祉向上に寄与する。			
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協地域包括支援センター職員、市町村社協職員			
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 社協職員と包括職員が一緒に参加できる会議にする。 ・地域の課題を共有し、包括のみならず、社協と連携してできることを考えるテーマで会議を実施する。 ・包括と連携した取り組みができるように、市町村社協職員が気軽に参加できるように、全ての市町村社協へ会議の案内を送付する。 2 情報交換できる場を作る。 3 包括の取り組みや状況等を市町村社協へ随時、情報提供する。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	70	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	【新】next（ネクスト）事業の実施	担当部署	福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名 部長
事業開始年度	平成26年度～28年度	氏名	篠原 義典
根拠法令等	社会福祉法第110条 「社協・生活支援活動強化方針」，「都道府県社会福祉協議会の当面の活動指針」（全社協）		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化の支援）
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協と共に考え共に進む
現状と課題	社会的な孤立防止や、経済困窮者等への支援事業、社会保障の見直しなど、福祉にかかる制度改革が進められる中で、新しい時代の在り方を探りながら、市町村社協との連携を強化し、次のステップに移行する取り組みが必要であると思われる。		
目的 (何のために)	今後の生活課題を明確にして、新たな活動の必要性を探る。		
対象 (誰・何を対象に)	市町村社協で参加を希望する職員を募集する。		
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	定期的な勉強会を開催し、課題の検討を進め、新たな活動展開を探る。 1 推進方法 事務局長会の賛同を得て、共催事業とする。 H25末に市町村社協職員の参加者を募集する。（会場を確保する目安とするため） 月1回（特定曜日）に設定し、手弁当方式で、参加市町村社協の無料会議室等を使用する。 検討状況に応じて、他機関（行政、福祉施設、NPO、研究者）の参加を求め、検討の拡大を図る。 2 検討内容 検討課題は全体協議で決定するが、当面の検討課題は「社会的孤立防止」「生活困窮者支援の在り方」などを想定し、検討課題が多い場合は分科会方式での実施も検討する。 地域課題として存在するウォンツを捉え、対応を検討する。 3 結果報告 検討会議後に、検討内容をHPに掲載し公表する。（コメントの募集も検討） 事業No2「絆」づくり市町村社協チャレンジ応援モデル指定事業の成果と併せて検討し、市町村社協との新たな課題に対応する共同事業の創設を図る。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	71	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	【新】地域包括ケアシステムの推進強化	担当部署	福祉のまちづくり推進部
		職名	係長
事業開始年度	平成26年度	担当者	氏名 橘川 恒総
根拠法令等	社会福祉法第110条 「社協・生活支援活動強化方針」, 「都道府県社会福祉協議会の当面の活動指針」 (全社協)		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉 (社会福祉事業の充実・活性化への支援)
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む
	挑戦(推進事項)	14	市町村社協と共に考え共に進む
現状と課題	国では「地域包括ケア」が推進されており、県では平成26年度に地域ケアシステム推進事業を地域包括支援センターと一体化する予定として検討を進めている。 市町村社協の多くが県の地域ケアシステム推進事業を受託し、県内の地域における支援システムとして進めていることから、地区社協単位で包括的な支援システムの構築を図り、住民参加型の支え合い・助け合う福祉社会の構築を図る。		
目的 (何のために)	地域福祉を中核に進める主体として、今後、社協が進める福祉社会づくりをイメージし、県民の福祉活動への参加促進を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	県民		
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 制度の情報収集と理解促進 国が進めるセーフティネット構想の理解に努め、県社協内部の情報共有を図る。 2 課題の検討 県社協主催会議等で市町村社協が進めるうえでの課題を共有し、円滑な推進を検討する。 事務局長会、職連協とも連携し、ブロック研修の議題に取り上げ、検討を深める。 事業No.70「next (ネクスト) 事業の実施」の中で県社協職員以外を含めて検討する。 3 「福祉社会」の推進 県社協が推進している「福祉コミュニティづくり県民運動」を通して、地域で助け合い・支え合う「福祉社会」の形成を図る。 市町村社協訪問や「市町村社協地域包括支援センター連絡会」会議等を通して、市町村社協を支援する。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	72		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	福祉医療機構借入金利子補給事業の継続		担当部署	福祉事業部	
			担当者	職名	係長
事業開始年度	昭和46年			氏名	藤田 順平
根拠法令等	茨城県補助金等交付規則 民間社会福祉施設整備借入金利子補給費補助金交付要項				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	15	施設・事業所を支え共に進む		
現状と課題	独立行政法人福祉医療機構から借入を行っている社会福祉法人に対し、県が県社協を通して借入金に係る利子の補助を行っている。現在新規申請は受付していない。				
目的 (何のために)	民間社会福祉施設の整備に伴う借入金利子負担の軽減により、その整備を促進し社会福祉の向上を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	社会福祉法人等				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 平成21年度までに独立行政法人福祉医療機構から借入を行った社会福祉法人等に対し、県交付要項に従いその借入金に係る利子の全部又は一部を補助する。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	73			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	経営改善支援事業の実施			担当部署	福祉事業部
				担当者	職名
事業開始年度	平成20年			氏名	藤田 順平
根拠法令等	社会福祉法第110条				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	15	施設・事業所を支え共に進む		
現状と課題	経営改善のための専門相談員として、弁護士、社会保険労務士、公認会計士を委嘱している。 年1回社会福祉法人を対象とした経営に関する研修会を開いている。 県社協内に経営を専門とする職員の配置を検討する必要がある。				
目的 (何のために)	社会福祉法人の経営力の向上や基盤強化を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	社会福祉法人等				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 弁護士、社会保険労務士、公認会計士を専門相談員として委嘱する。 2 社会福祉法人から相談があった場合、専門相談員に連絡し解決を図る。 3 年1回専門相談員のいずれかをお願いし、研修会を開催する(平成27年度からすべての社会福祉法人が新会計基準に移行するに伴い、平成23年度からは公認会計士の専門相談員に講師を依頼している)。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	74		シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	社会福祉施設の地域貢献活動への支援		担当部署	福祉事業部	
			担当者	職名	係長
事業開始年度	平成19年			氏名	藤田 順平
根拠法令等	社会福祉法第4条				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	15	施設・事業所を支え共に進む		
現状と課題	社会福祉施設の地域活動を推進するため市町村社協に助成を行っている。 助成期間(3年間)後について検討が必要。				
目的 (何のために)	市町村社協が中心となり地域の社会福祉施設と協働して事業を実施することにより、地域福祉活動の連携強化を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	県内市町村社協				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 市町村社協、社会福祉施設とが協働し、地域住民が参加できる行事を企画することで、社会福祉施設の役割を知ってもらう。 2 行事を企画する際に、市町村社協と社会福祉施設が打ち合わせをすることで、地域福祉活動における連携強化を図る。 3 市町村社協に対し、補助を行う。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	75			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	県社協が事務局を担っている又は事務協定等を締結している団体の支援			担当部署	各部
				職名	企画員
事業開始年度				担当者	氏名 中村 英一
根拠法令等	各団体等との事務協定				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)		
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む		
	挑戦(推進事項)	16	団体とつながり共に進む		
現状と課題	県社協では平成25年4月現在、5つの団体と事務協定を締結、6つの団体の事務局を担っている。 社会福祉施設などを取り巻く環境が変化していく中で、社会福祉施設として対応すべき課題が個性・専門性が増してきており、その結果、県社協と団体とが一体的に取り組む事業少なくなり、一部の団体との間に関係の希薄化が見受けられる。				
目的 (何のために)	種別協議会や団体の運営支援を行うとともに、施設・団体等と連携を図りながら各種の情報収集・提供を行う。				
対象 (誰・何を対象に)	【事務協定を締結している団体】 ・茨城県市町村社会福祉協議会事務局長会 ・茨城社会福祉協議会職員連絡協議会 ・茨城県民間社会福祉事業従事者互助会 ・茨城県保育協議会 ・茨城県老人福祉施設協議会 【事務局を担っている団体】 ・茨城県防災ボランティアネットワーク ・茨城県予算対策委員会 ・茨城県児童福祉施設長会 ・茨城県里親連合会 ・茨城県救護施設協議会 ・茨城県社会福祉施設経営者協議会				
具体的内容等 (手段・手法など)	県社協から各団体に対する具体的な協働についての働きかけ。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	76	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	【新】大学等との連携協定の締結	担当部署		企画室
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成25年度		氏名	後藤 みゆき
根拠法令等				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)	
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む	
	挑戦(推進事項)	17	新たに関わり共に進む	
現状と課題	県社協ではこれまでも各事業で調査研究を行ってきたが、調査研究のノウハウの蓄積・共有が出来ているとは言い難い。 また、県内の福祉・介護人材の安定的な確保・養成のため、福祉教育や学生への福祉職場のアピールなどを積極的に行っていく必要がある。 そこで、大学等から調査研究のノウハウの提供や講師の派遣、学生の事業参加を受けたり、県社協から福祉情報の提供や学生の福祉職場への就職支援を積極的に行うなど、双方の資源と機能を活用できるよう、県内大学等と連携協定を締結する。			
目的 (何のために)	総合的・包括的な連携を結ぶことにより双方の資源と機能を有効に活用し、地域福祉の更なる推進をめざす。			
対象 (誰・何を対象に)	県内大学等			
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 各社協での大学との連携協定の状況調査と効果の検証を行う。 他社協での大学との連携協定締結状況 ・三重県社会福祉協議会と皇學館大学 ・栃木県社会福祉協議会と宇都宮大学 ・岐阜県社会福祉協議会と中部学院大学 ・京都市社会福祉協議会と佛教大学 ・女川町社会福祉協議会と東北文化大学 他 2 県内大学との連携協定の締結。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	77	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	【新】生活困窮者への食材提供事業の実施	担当部署	福祉のまちづくり推進部
		職名	係長
事業開始年度	平成25年度	担当者	氏名 橘川 恒総
根拠法令等	社会福祉法第110条 「社協・生活支援活動強化方針」, 「都道府県社会福祉協議会の当面の活動指針」 (全社協)		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	3	質の高い福祉と協働する福祉 (社会福祉事業の充実・活性化への支援)
	約束(推進目標)	6	関係機関・団体等と支え合い共に歩む
	挑戦(推進事項)	17	新たに関わり共に進む
現状と課題	生活福祉資金貸付事業の利用者は減少しているが, なお潜在的に経済的な理由で生活に困窮している者がいると考えられ, 本会にも「食事に困っている。」という相談がある。 市町村社協では, 独自に食材等の現物を支給する取り組みを始めている社協もあり, 全県社協的な取り組みに発展させたい。		
目的 (何のために)	地域で孤立しがちな生活困窮者への支援の幅を広げ, 支援活動の強化を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	NPO法人フードバンク茨城や生活協同組合, 企業等と市町村社協の連携強化をすすめ, 生活困窮者の支援を図る。		
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 食材等の提供体制整備 NPO法人フードバンク茨城と市町村社協との協定を進め, 市町村社協に相談に来る生活困窮者への食材等提供体制を整備し, 食事に困っている人の腹と気持ちを満たす。 2 体制整備の強化 茨城佐川急便の協力申し出があるため, フードバンク茨城に協力している生活協同組合とも連携し, 食材等の提供先の確保や, 食材のストック場所の確保, 配送方法等, 食品・食材の円滑な流通システムを検討する。 3 市町村社協との協働 フードバンク茨城主催の県内連絡会議への参加や, 事業No2「絆」づくり市町村社協チャレンジ応援モデル指定事業等を通して, 食材提供の体制強化に取り組む市町村社協を支援し, 県内全市町村での取り組みを促進る。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	78			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	多様化する生活課題の調査研究活動			担当部署	企画室
				職名	主事
事業開始年度				担当者	氏名 後藤 みゆき
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	4	切り拓く福祉(新たな生活課題への対応)		
	約束(推進目標)	7	ニーズに気づき・こたえる		
	挑戦(推進事項)	18	ニーズを把握する		
現状と課題	福祉ニーズの発掘については、「先駆的な実践事例の収集・提供」として情報収集を行っているが、関係機関への協力にとどまり、県社協が主体的に課題を検討するまでに至っていない。				
目的 (何のために)	多様化している生活課題について、課題を検討し県社協の事業につなげられるよう、調査研究を行う。				
対象 (誰・何を対象に)	県内全域				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 国・県の動きや全社協、関係団体等、さまざまな角度から情報の収集を行い職員間で共有するとともに、内容を分析し、ニーズの発掘、県社協が実施できる内容の検討を行う。 2 企画員会議での情報交換等により各部で実施する事業との連携を積極的に図り、会議等で出た課題の検討などを行う。 3 関係機関の実施する事業に協力しながら情報収集を行う。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	79			シート作成年度	平成25年度	
実施項目名	志民の学び縁卓会議（福祉教育推進に関する調査研究事業）の実施			担当部署	福祉のまちづくり推進部	
				担当者	職名	係長
事業開始年度	平成21年度			氏名	橘川 恒総	
根拠法令等						
プランにおける該当項目	使命(重点目標)	4	切り拓く福祉（新たな生活課題への対応）			
	約束(推進目標)	7	ニーズに気づき・こたえる			
	挑戦(推進事項)	18	ニーズを把握する			
現状と課題	他県社協において、福祉教育に関する検討や教材開発が既になされている中で、本県が独自に取り組む意義をどう見出すことができるかが課題である。 また、これまで本会議が取り組んだ調査を如何に活用できるか。					
目的 (何のために)	地域の社会資源と連携した福祉教育のあり方を検討する。					
対象 (誰・何を対象に)	県民（子ども）、福祉関係者、教職員等					
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 研究会の開催 2 視察研修 3 研究報告書の作成・配布					
備考						

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	80	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	成年後見制度の啓発及び利用支援	担当部署		福祉のまちづくり推進部
		担当者	職名	主事
事業開始年度	平成25年度	担当者	氏名	平間 麻里子
根拠法令等	社会福祉法第81条, 第110条			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	4	切り拓く福祉(新たな生活課題への対応)	
	約束(推進目標)	7	ニーズに気づき・こたえる	
	挑戦(推進事項)	19	ニーズにこたえる	
現状と課題	本会が実施している社会福祉法第81条に位置付けられた「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)」は、判断能力が十分でない方の福祉サービス利用援助を行う事業であり、成年後見制度と重複して受けている利用者も出てきている。 これは、成年後見制度の対象であっても、制度利用申請が煩雑であったり、低収入のために報酬を払うことができない場合など、制度のはざまに陥った方への生活支援を継続して行う必要から、日常生活自立支援事業との重複利用が出てきているものと思われる。 県内では、東海村社協が「福祉後見サポートセンター」を、牛久市社協が「成年後見サポートセンター」を設置して法人後見を行っており、26年度には土浦市社協、古河市社協、稲敷市社協が同様の事業を実施する準備を進めており、社協が法人後見に取り組むことによって、制度の切れ目なく連続して支援する体制が整備されるが、法人後見事業費の確保などから県内全ての社協が担えるまでの体制整備は難しいと考えている。 そこで、日常生活自立支援事業の実施基盤強化を図るとともに、成年後見制度の円滑な利用についても検討して、県民への成年後見制度理解を進め、地域での生活困難者への包括的な自立支援体制の構築に寄与する。			
目的 (何のために)	日常生活自立支援事業を実施する市町村社協との連携において、県民への成年後見制度を含めた権利擁護の理解促進を図り、利用者支援の在り方を検討する。			
対象 (誰・何を対象に)	県民及び基幹的(市町村)社協等			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 情報収集及び制度理解 全社協主催会議等において各県との連携を深め、また県関係課とも連携し情報共有を図る。 重複利用等の情報収集を行い、日常生活自立支援事業の円滑な推進方策を探る。 2 基幹的社協との連携・支援 訪問活動等において、法人後見を行う市町村社協を支援するとともに、会議等で検討する。 3 関係機関との連携 受任審判を行う家庭裁判所、法テラス茨城の専任弁護士、成年後見制度の利用支援を行うNPOとの連携をすすめ相談機能の強化を図る。 4 県民への啓発 広報誌や日常生活自立支援事業パンフレットなどで、成年後見制度の啓発を行う。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	81	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	【新】生活困窮者支援事業の対応促進	担当部署	企画室
		担当者	職名 氏名
事業開始年度	平成25年度～26年度		企画員 中村 英一
根拠法令等	社会福祉法第110条		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	4	切り拓く福祉（新たな生活課題への対応）
	約束(推進目標)	7	ニーズに気づき・こたえる
	挑戦(推進事項)	19	ニーズにこたえる
現状と課題	第183回通常国会で審議されていた「生活困窮者自立支援法案」は否決されたが、厚労省では平成27年度施行に向けたスケジュールで進めたいとの意向である。これに先立つモデル事業は25年度から実施され、県外では社協が受託する動きも進められている。 27年度には全市町村において施行される見込みが高く、行政実施ではあるが、総合相談事業などについては社協が担う期待が高い事業となっており、本会においても生活困窮者支援としての対応していくことが必要だと考えられる。 本会では、すでに生活困窮者支援事業として「生活福祉資金貸付事業」、関係する事業として「日常生活自立支援事業」、「介護福祉士等修学資金貸付事業」があるが、その他、本会が直接かかわっていないホームレスやニートなどの課題対応とも関係があるため、既存事業との関連性の把握やその対策検討が必要である。		
目的 (何のために)	平成27年度の円滑な施行に向け、法制度の理解促進と市町村社協の対応を検討する。		
対象 (誰・何を対象に)	法整備に向けた情報収集と市町村社協への情報提供が必要		
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	平成27年度に全市町村で実施される予定となっていることから、25～26年度の2か年において制度の把握及び対応方策の検討を行い、各部での対応を図る。 1 情報収集 国の動きや全社協、他県社協の取り組みから情報収集を図る。 県福祉指導課保護グループとの定期的な情報共有会議を開催する（当面月1回程度）。 栃木県社協が開催する市町村社協「担当窓口勉強会」に参加し、情報収集と連携を図る。 2 内部検討 企画員会議で情報共有を図り、全体で対応を検討し、各部で対応事業を実施する。 3 情報等の提供 本会主催会議や局長会の連絡会議等を活用し、市町村社協に把握した情報を提供し、これらの対応・検討に貢献する。		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	82		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	生涯研修の実施	担当部署		総務部
		担当者	職名	副部長
事業開始年度			氏名	郡司 喜代子
根拠法令等	職員就業規程			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）	
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協	
	挑戦(推進事項)	20	人が育つ・人を育てる	
現状と課題	対象職員は、概ね受講できているが、中には業務の都合で受講できないことがあるため、計画的な受講ができるようにする必要がある。			
目的 (何のために)	事務局職員の自主性・自発性を尊重し、計画的な自主研修の場の提供と、本会として必要と思われる研修を積極的に実施する。			
対象 (誰・何を対象に)	事務局職員			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 階層別研修 ・主事研修（公社等）第1部研修（採用後3年以内の職員） （全社協）新任職員研修 （公社等）第2部研修（概ね30歳未満の職員） ・主任研修（公社等）第3部研修（概ね30歳以上40歳未満の職員） ・係長研修（公社等）第4部研修（新たに係長に昇格した職員） （全社協）中堅職員研修 ・部長研修（公社等）第5部研修（管理監督職にある職員） （全社協）管理職研修 2 職場研修（O J T）－職場での日常業務の遂行を通して、業務の内容、遂行方法を学ぶ 3 専門研修－会計実務研修等（公社、全社協、人材） 4 派遣研修－行政、市町村社協等への派遣研修 5 自主研修－受講等支援 ※新規採用職員に対しては、別途初期研修として文書事務の基本等について講義を行うものとする。 6 資格取得に対する支援（特別休暇）を実施する。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	83			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	市町村社協職員等との相互交流の実施			担当部署	ー
				担当者	職名
事業開始年度				氏名	高橋 光義
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	20	人が育つ・人を育てる		
現状と課題	県社協職員の年齢構成が偏っており、複数部経験がある若い職員が少ない。市町村社協も人員や財源の余裕がないので、双方にとって交流可能な状況を探していく必要がある。				
目的 (何のために)	県社協職員が今後の業務の参考とするため、直接県民と関わることの多い市町村社協の業務実施方法やノウハウを習得する。 市町村社協職員に業務遂行上の参考としてもらうため、県社協の業務を知ってもらう。 県社協と市町村社協の交流促進が図れる。				
対象 (誰・何を対象に)	県社協職員及び市町村社協職員				
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 県社協への市町村社協実務研修生受入れも含めて、意向調査を実施する。 2 相互交流の条件整理、規程整備を行う。 3 事務局長会議等で制度の案内を行う。 4 案内通知を発送する。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	84	シート作成年度		平成25年度
実施項目名	職員の自己目標の設定と評価	担当部署		ー
		担当者	職名	事務局次長
事業開始年度			氏名	高橋 光義
根拠法令等				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）	
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協	
	挑戦(推進事項)	20	人が育つ・人を育てる	
現状と課題	自己目標の設定及び評価について、県が数年間試行してきた新しい人事評価制度を参考に するなど検討を進める。			
目的 (何のために)	職員の業務執行能力を高め、事務局機能を活性化させる。 給与にも反映させるような新しい人事評価制度の検討材料とする。			
対象 (誰・何を対象 に)	県社協職員			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 県が試行してきた新しい人事評価制度を参考にして実施方法を検討する。 2 試行の有無，期間を検討する。 3 給与への反映の有無，方法を検討する。 4 給与に反映する場合は，労働組合との協議を行う。 5 試行の実施要領等規程を作成する。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	85			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	効果的な運営に向けた職員の意識改革を促す取り組み			担当部署	総務部
				担当者	職名 氏名
事業開始年度	平成17年度				
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	20	人が育つ・人を育てる		
現状と課題	ネットワーク環境とコピー機等のハードの活用を促すため、メールやFAX送信、imageWARE Desktopの研修会を実施した。 職員に対し、業務改善や新規事業の提案を行える事業を実施（平成25年度は、生活困窮世帯に対する学習支援事業を事業化）				
目的 (何のために)	職員の自主性及び企画力、資質の向上を図るとともに所属部を超えた事業展開を行う。				
対象 (誰・何を対象に)	対象者：全職員				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 組織改革及び事務分担の見直し検討 2 既存事業の見直し 3 事務機器等活用のための研修会の開催（年2回程度） 4 職員に対し、業務改善や新規事業の提案を行える事業の実施及び周知（年2回）				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	86		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	会員拡大事業の推進	担当部署		総務部
		担当者	職名	主事
事業開始年度			氏名	岡崎 ちよの
根拠法令等	社会福祉法 本会規程			
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）	
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協	
	挑戦(推進事項)	21	しなやかな組織づくり	
現状と課題	平成24年度時点での会員数は932である。前プランにおいては、策定時の10%増の数値目標を立てていたが、実際には約4～5%の増に止まっており、毎年新設される施設等への一層の加入促進を図る必要がある。 また、株式会社やNPO法人など社会福祉事業者が多様化する中で、そうした施設への周知等が十分行われていないことから、広く社会福祉関係者への周知が図られなければならない。			
目的 (何のために)	都道府県社協は、社会福祉法により県内の市町村社協及び社会福祉事業経営者などの過半数の参加要件が課せられており、会員制度はそれを担保する、本会の基礎となる制度である。また、住民の参加による地域福祉の推進を図るためにも、会員拡大は不可欠であるため。			
対象 (誰・何を対象に)	広く県内の市民・団体			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 新設された施設に対し、本会の事業内容及び会員制度についての周知を図る（新設施設向けに実施される事業説明会に参加するほか、案内文書等の送付を検討する）。 2 未加入施設に対し、会員制度への理解と協力を呼びかける文書を年1回送付する（これまで社会福祉法人や学校法人の施設にのみ送付していたものを、他の事業者による施設も含めて広く周知することを検討する）。 3 他都道府県社協の事例を参考に、訪問による説明及び協力依頼も検討する。 4 HP等を活用し、幅広い対象への周知・啓発を図る。 5 県社協事業の対象者への周知を図るため、他部職員に対し会員制度への理解促進を図る。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	87			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	働きやすい職場づくり			担当部署	総務部
				担当者	職名 副部長
事業開始年度				氏名	郡司 喜代子
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	21	しなやかな組織づくり		
現状と課題	ノー残業デーはあるが、業務の関係もあり、徹底していない。年次有給休暇取得についても積極的な取得は難しい状況である。				
目的 (何のために)	ノー残業デーを実施するほか、心身のリフレッシュを図り、自己啓発の機会を確保するなど、健康で生き生きと働き続けることができる職場作りを進める。				
対象 (誰・何を対象に)	事務局職員				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 毎週水曜日をノー残業デーと定め、職員に呼びかけ、職員の意識を高める。 2 なるべく月1日有給休暇を取得できるよう各自が心掛け、メリハリを利かせることで、業務遂行の能率向上が図れる。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	88	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	理事会・評議員会の充実	担当部署	企画室
		職名	企画員
事業開始年度	昭和30年	担当者	氏名 中村 英一
根拠法令等	社会福祉法 本会定款		
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協(県社協の組織の充実)
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協
	挑戦(推進事項)	21	しなやかな組織づくり
現状と課題	理事会・評議員会は、県社協の意思決定に関わる重要な機関である。県社協に求められる役割が多様化する中で、福祉に関する専門性のみならず、事業経営の判断にあたって様々な専門性が求められており、法人執行体制強化の観点からも、理事会・評議員会の機能をより効率化する必要がある。		
目的 (何のために)	・理事会は法人運営の執行機関として法人運営全般を担う。 ・評議員会は法人の議決機関として幅広い意見を法人運営に反映する。 ・それぞれの役割・機能を強化し、多様化している福祉情勢に対応した組織運営を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	理事23人、評議員47人		
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 県社協の事業運営、執行状況等に関する適時適切な情報提供、課題提起、審議回数の増により、理事会及び評議員会の議事の充実、機能強化を図る。 (月1回程度県社協の事業の進捗状況、会議結果などをレポートとしてまとめ理事等に送付。理事会実施回数の増。) 2 積極的に各種委員会や県社協事業に関わる機会を設け、県社協の運営及び事業推進のさらなる充実を図る。 (理事等に知っていただきたい事業や、研修会等について開催案内を送付。) 3 事業運営及び活動実態に関する理事と事務局の共有、理事会の活性化を図るため、担当理事制のあり方について検討する。 (理事の担当制導入に向けての検討を行う。)		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	89			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	総合企画委員会の開催			担当部署	企画室
				担当者	職名 氏名
事業開始年度	平成元年				
根拠法令等	県社協委員会規程				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	21	しなやかな組織づくり		
現状と課題	県社協の抱える基本的課題についての協議を行う委員会であるが、過去5年の実施状況は平均0.8回、協議内容は全て地域福祉活動推進プランに関する内容である。 今後は地域福祉活動推進プランの進行管理の他、必要に応じ、県社協の抱える基本的課題の協議を行う必要がある。				
目的 (何のために)	県社協会長の諮問に応じて、県社協の運営に関する基本的課題について調査し、その対策を研究する。				
対象 (誰・何を対象に)	総合企画委員会委員15人				
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	総合企画委員会の目的・役割などの再確認を行い、総合企画委員会の機能強化を図る。 (他県社協における総合企画委員会の実施状況の把握、委員会における協議内容の明確化)				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	90			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	効率的な運営体制の整備			担当部署	ー
				担当者	職名
事業開始年度				氏名	高橋 光義
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	21	しなやかな組織づくり		
現状と課題	県補助事業、県委託事業の予算は削減傾向にあり、人件費も削減対象になっているが、業務量は減っていない。 国の交付金事業は多額であるが短期間事業であり、継続性がない。また短期の有期雇用者で対応せざるを得ないため、職員間の一体感が希薄になりがちである。 県からの派遣職員数は、行政改革の影響もあり削減圧力が高まってきている。 職員の年齢構成が偏っており、経験や知識の継承、役職の配置に支障をきたしかねない。				
目的 (何のために)	円滑に事業を推進することができる組織を維持していく。				
対象 (誰・何を対象に)	県社協、県				
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 人件費を確保できるよう補助、委託等外部からの財源や自主財源の確保及びコストの削減を推進する。 2 県に対し、派遣継続の必要性を主張する。 3 在職者の年齢構成を考慮した採用を検討する。 4 業務量、人員構成に応じた組織体制の不断の見直しを行う。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	91			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	横断的な組織による事業の推進			担当部署	企画室
				担当者	職名 氏名
事業開始年度	平成15年				
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	21	しなやかな組織づくり		
現状と課題	県社協の有する横断的な組織としては、各部の企画員等で構成する「企画員会議」と各部の広報担当者で構成する「広報活動検討会議」の2つがある。現在、「企画員会議」は毎月1回、「広報活動検討会議」は年4回実施している。 今後、既存の2つの会議の有機的協議と、更なる活性化を図る必要がある。				
目的 (何のために)	部と部の縦割りの組織を超えたチームを編成し、事業の検討・執行を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	県社協職員				
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 「企画員会議」・「広報活動検討会議」の活性化 (メンバー構成、目的、役割などの再確認を行い、活性化を図る) 2 新プラン作成過程において提案のあった企画（新規事業化の検討等）について、企画員会議など横断的組織において進め方の検討 3 必要に応じた新たな横断的組織の検討・実施				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	92	シート作成年度	平成25年度
実施項目名	災害時救援活動・地域福祉推進積立金の運用	担当部署	総務部
		職名	係長
事業開始年度		担当者	氏名 石井 康弘
根拠法令等	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 災害時救援活動・地域福祉推進積立金設置運営規程		
プランにおける該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協(県社協の組織の充実)
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協
	挑戦(推進事項)	22	必要な財源の確保
現状と課題	災害時救援活動・地域福祉推進積立金積立額：178百万円(内訳：仕組債50百万、国債30百万、普通預金90百万)，施設福祉基金50百万円 国債や仕組債で得られた果実を事業経費に充てる。 職員に対し、業務改善や新規事業の提案を行える事業を実施(平成25年度は、生活困窮世帯に対する学習支援事業を事業化) 課題：運用担当者の金融知識の有無		
目的 (何のために)	県社協が取り組むべき事業の人的或いは事業経費を確保する。		
対象 (誰・何を対象に)	災害時救援活動・地域福祉推進積立金積立額：178百万円，施設福祉基金50百万円		
事業・業務の具体的内容等 (手段・手法など)	1 運用商品：国債，政府保証債，地方債，仕組債 2 購入目安：所有期間：最大30年(原則満期保有)，年利率：1.0%以上 購入単価：100円以下 3 購入条件：元本100%，円で回収できる商品。 4 職員に対し，業務改善や新規事業の提案を行える事業を継続実施		
備考			

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	93			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	予算対策活動の充実			担当部署	企画室
				職名	主事
事業開始年度				担当者	氏名 後藤 みゆき
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協組織の充実）		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	22	必要な財源の確保		
現状と課題	県内の社会福祉施設及び社会福祉団体等で構成される茨城県社会福祉予算対策委員会において、県へ予算確保のための要望を提出し、予算確保を要求している。 また、同様の内容について、政治団体にも要望を提出している。				
目的 (何のために)	県社協の事業を円滑に推進するため、県や政治団体に社会福祉に関する要望を提出し、予算を確保する。				
対象 (誰・何を対象に)	県及び政治団体				
事業・業務の 具体的内容等 (手段・手法など)	1 県内の社会福祉施設及び社会福祉団体等で構成される茨城県社会福祉予算対策委員会において、県へ予算確保のための要望を提出し、予算確保をめざす。 2 同様の内容について、政治団体にも要望を提出する。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	94		シート作成年度	平成25年度
実施項目名	事務量及び経費削減の促進	担当部署		総務部
		担当者	職名	係長
事業開始年度	平成14年度		氏名	石井 康弘
根拠法令等				
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）	
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協	
	挑戦(推進事項)	22	必要な財源の確保	
現状と課題	県社協のネットワーク環境の活用によりサーバを置き、各職員、或いは各部が所有している情報等を一元管理することにより、県社協全体及び部単位で情報の共有化を図る。 ネットワーク環境とコピー機等のハードを活用し、パソコンから直接指示を行い、会議資料を作成する、メールやFAX送信できる環境を整備する。 コピー機等の事務機器導入時、職員に対し周知を図るとともに、利用を促すため、研修を行う。 課題：受信FAXに関するペーパーレス化。			
目的 (何のために)	事務量の軽減及び経費の節減をはかるとともに、県社協が取り組むべき事業の人的或いは事業経費を確保する。			
対象 (誰・何を対象に)	全職員			
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法など)	1 事務量の軽減 （1）ネットワーク環境とコピー機等のハードを活用し、パソコンから直接指示を行い、会議資料を作成する、メールやFAX送信できる環境を維持する。 2 経費の削減（月間紙購入数 平均45箱／月 A4） （1）紙の月間使用枚数を掲示するとともに、会議資料の両面コピーを促す。 （2）ペーパーレス化を図るため、受信用FAXをPDFファイルのデータ化する。 （3）事務用品のリサイクル使用 （4）事務機器の重複所有や事務用消耗品の複数在庫を防ぐため、事務機器や消耗品の在庫リストを作成し、管理を行う。			
備考				

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	95			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	自主財源確保に向けた事業の検討			担当部署	総務部
				担当者	職名 氏名
事業開始年度	平成16年度				
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協（県社協の組織の充実）		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	22	必要な財源の確保		
現状と課題	県社協運営費の95%は、補助・委託金で運営している状況であり、その補助・委託金も毎年減額されている。 県社協として、福祉施設等従事者に対する研修事業、介護支援専門員関連事業、総合福祉会館指定管理事業、災害時救援活動・地域福祉推進積立金の運用等により、自主財源を確保しているが、人件費、或いは、新規事業に取り組む資金を稼ぐには至っていない。				
目的 (何のために)	補助金・委託金以外の財源を確保することにより、県社協の人的財源を確保するとともに、取り組むべき事業の財源を確保する。				
対象 (誰・何を対象に)	対象者：全職員 対 象：人材育成、保険(共済に関する)、ホームページ、その他				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 検討委員会の設置（会議開催 6回／年） 委員：各部長、各企画員 2 検討内容 （1）会員に対するサービス提供をとおして （2）会員以外に対するサービス提供をとおして （3）その他 3 手法 （1）施設職員等への研修教材（書籍，DVD）の提供 （2）企業等と共同及び連携による福祉分野の啓発や向上に関する物品の開発や提供				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施項目シート

行動(実施項目)No.	96			シート作成年度	平成25年度
実施項目名	災害対応マニュアルの運用			担当部署	企画室
				担当者	職名
事業開始年度	平成19年			氏名	中村 英一
根拠法令等					
プランにおける 該当項目	使命(重点目標)	5	前進する県社協(県社協の組織の充実)		
	約束(推進目標)	8	歩み続ける県社協		
	挑戦(推進事項)	23	災害時に備えた支援体制づくり		
現状と課題	大規模災害等の発生を想定し、県社協における平常時及び災害発生時の対応策をまとめた、「災害対応マニュアル」を平成19年度に策定した。 平成23年には東日本大震災、平成24年には竜巻被害が発生するなど、近年は県内においても大規模災害が発生しているが、マニュアルの内容が適切であったかどうか、また、マニュアルどおりの対応ができたかなどの検証が行われていない。				
目的 (何のために)	災害発生時に迅速かつ円滑な活動を行うため、平常時から災害に備えた環境整備を図る。				
対象 (誰・何を対象に)	県社協職員				
事業・業務の具 体的内容等 (手段・手法な ど)	1 これまでの大規模災害の教訓を生かした「災害対応マニュアル」の見直し。 2 各部における平常時・災害発生時の取り組み事項の再確認。 3 模擬訓練、非常連絡網による伝達訓練などの実施。 4 インターネット等による情報提供手段の確保。				
備考					

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画における数値目標

第4次茨城県地域福祉活動推進プラン実施計画における数値目標

使命1 支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)

約束1 福祉の大切さを伝える

挑戦2 知ってもらう第1歩

4 ボランティア活動に関する情報収集及び提供

数値目標名	県内のボランティア把握数（44市町村社協の把握数）						
目標設定の考え方	ボランティア活動の詳細な把握に努め、団塊・シニア世代をはじめ幅広い世代の活動参加を促進する。						
目標値の設定根拠	H24のボランティア把握人数は県人口比率4.3%の127,272人（全国の平均比率は6.4%）となっている。前回掲げた目標値を再度見直し、5年以内で県人口比率5%以上が達成できるように広報活動や各市町村社協等への働きかけを強化していく。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	127,272人	131,000人	134,000人	137,000人	141,000人	144,000人	147,000人

6 ホームページの運用

数値目標名	ホームページの年間訪問数						
目標設定の考え方	より多くの方に県社協の事業についてアピールしたり地域福祉に関する関心を高めてもらうため、訪問数の増加を図る。						
目標値の設定根拠	H30までにH24現状の10%増を目標とする（年間1,500人増）。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	86,268人	87,500人	89,000人	90,500人	92,000人	93,500人	95,000人

12 茨城県総合福祉会館の運営・管理

数値目標名	茨城県総合福祉会館の年間利用者						
目標設定の考え方	年間利用者の増加を図る。						
目標値の設定根拠	H24数値の20%増を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	153,000人	158,000人	163,000人	168,000人	173,000人	178,000人	183,000人

数値目標名	茨城県総合福祉会館の稼働率						
目標設定の考え方	会議室等の利用率の向上を図る。						
目標値の設定根拠	H24数値から10%増を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	60.0%	61.6%	63.2%	64.8%	66.4%	68.0%	70.0%

挑戦3 思いやりの心を育てる

14 福祉教育協力学区指定事業の推進

数値目標名	福祉教育協力学区指定事業（社協単位の地区指定）の指定数						
目標設定の考え方	福祉教育協力学区指定事業として、地区として社協を3年間指定する。地域・学校等と連携して事業を行う。毎年、3社協を新規指定として設定している。						
目標値の設定根拠	3年間の協力学区指定とし、毎年3市町村学区（社協）を新規指定として事業案内をしている。H24までに16学区（社協）が指定事業を行っている。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	16学区	19学区	22学区	25学区	28学区	31学区	34学区

約束2 福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる

挑戦5 高齢者自ら支える

27 ニュースポーツの普及促進

数値目標名	わくわくニュースポーツ推進員の養成目標						
目標設定の考え方	地域福祉活動推進プラン						
目標値の設定根拠	現計画に引き続き、計画的に推進員を養成(30人／年)。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	342人	372人	402人	432人	462人	492人	522人

28 元気シニア地域貢献活動の実施

数値目標名	元気シニアバンク登録者数						
目標設定の考え方	「いばらき高齢者プラン21」のH27目標値算定の考え方を基に設定。						
目標値の設定根拠	登録者対前年度比10%の増を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	165人	170人	180人	200人	220人	240人	260人

29 高齢者はつらつ百人委員会活動への支援

数値目標名	高齢者はつらつ百人委員会活動事業参加者数						
目標設定の考え方	「いばらき高齢者プラン21」のH27目標値算定の考え方を基に設定。						
目標値の設定根拠	委員会活動のH18～H21の平均参加者数を基に、今後の高齢者増加率を考慮し算定。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	20,171人	20,500人	20,800人	21,000人	21,500人	22,000人	22,500人

挑戦6 新たな担い手を育てる・つなげる

35 防災ボランティアの養成

数値目標名	防災ボランティア登録者数						
目標設定の考え方	防災ボランティアの養成及び登録を図る。						
目標値の設定根拠	年間養成人数150名に対して50%の登録。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	1,383人	1,445人	1,520人	1,595人	1,670人	1,745人	1,820人

使命2 安心して利用できる福祉（福祉サービス利用者への支援）

約束3 その人らしさを引き出し・守る

挑戦8 利用者の声に耳を傾ける

38 運営適正化委員会等の円滑な実施

数値目標名	福祉サービス利用援助事業訪問調査数（活動目標）						
目標設定の考え方	社会福祉協議会が福祉サービス利用援助事業を提供するために、利用者の権利擁護をどのように果たしているのかについての監視を行い、透明性、公正性の確保をめざす。						
目標値の設定根拠	県内44市町村を4年に1度調査する。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所

39 苦情解決制度の普及促進

数値目標名	巡回指導数（活動目標）						
目標設定の考え方	新規法人や苦情のあった法人等に対し、苦情解決の取り組みを確認するとともに、苦情の傾向等の情報提供を行う。						
目標値の設定根拠	県北、県央、鹿行、県南、県西に分け、各地区2ヶ所を目標に巡回指導を行う。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	3ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所

挑戦9 サービス利用者の安心を届ける

40 第三者評価事業の推進

数値目標名	福祉施設における第三者評価への受審事業所数						
目標設定の考え方	社会的養護関係施設においては、全施設の評価を行う（受審施設が評価機関を選択できる）。						
目標値の設定根拠	社会的養護関係施設においては、3年に1回受審の義務がある。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	0ヶ所	6ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所

41 外部評価事業の推進

数値目標名	外部評価への受審事業所数						
目標設定の考え方	希望する全ての事業所の評価を行う（受審事業所が評価機関を選択できる）。						
目標値の設定根拠	過去3年間（H22～H24）の平均値を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	147ヶ所	147ヶ所	152ヶ所	152ヶ所	152ヶ所	152ヶ所	152ヶ所

約束 4 生活困窮者への自立支援

挑戦 10 安心した生活を支える

42 生活福祉資金貸付・運営事業の実施

指標名	償還相談会実施市町村社協の割合（実施社協／滞納者のいる社協）						
指標設定の考え方	世帯状況を把握する機会となるため、実施社協を増やす。						
目標値の設定根拠	8割の社協で実施できるよう相談体制強化をする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	56.0%	60.0%	64.0%	68.0%	72.0%	76.0%	80.0%

43 不良債権調査の実施

指標名	生活福祉資金の償還率						
指標設定の考え方	事業を適切に運営するため、償還率の向上をめざす。						
目標値の設定根拠	H25の目標値をH23（茨城：18.5%）の全国平均とし、翌年度以降も全国平均を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	—	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%

使命 3 質の高い福祉と協働する福祉（社会福祉事業の充実・活性化への支援）

約束 5 福祉を支える人を増やし・資質を高める

挑戦 12 福祉人材を確保し定着させる

45 福利厚生センター（ソウェルクラブ）事業の充実

数値目標名	既加入法人個別訪問数						
目標設定の考え方	既に参加している法人を訪問し、事業内容等についての要望等を伺い事業に反映させる。						
目標値の設定根拠	年間10ヶ所の個別訪問を行う。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	3ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所

数値目標名	未加入法人個別訪問数						
目標設定の考え方	未加入の法人を訪問し、事業内容等について説明を行い、加入促進を図る。						
目標値の設定根拠	年間10ヶ所の個別訪問を行う。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	7ヶ所	10ヶ所	20ヶ所	20ヶ所	20ヶ所	20ヶ所	20ヶ所

48 マッチング支援体制の整備・充実

数値目標名	茨城県福祉人材センターの紹介者採用数						
目標設定の考え方	増え続ける求人数に対し、どれだけマッチングできたかを測る。						
目標値の設定根拠	前年比5%増。6年後、採用者数200人超を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	158人	165人	173人	181人	190人	199人	208人

50 福祉・介護職確保セミナー等の開催

数値目標名	福祉の仕事セミナー参加者数						
目標設定の考え方	セミナー参加者が福祉職に就くことが最終的な目標となるが、セミナーに啓発的な側面もあることから、参加者数を指標とする。						
目標値の設定根拠	前年比10人増を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	40人	50人	60人	70人	80人	90人	100人

数値目標名	福祉職場フェスティバル参加者数						
目標設定の考え方	フェスティバル参加者が福祉職に就くことが最終的な目標となるが、フェスティバルは啓発的な目的が大きいため、参加者数を指標とする。						
目標値の設定根拠	前年比100人増を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	500人	600人	700人	800人	900人	1,000人	1,100人

57 介護支援専門員実務研修受講試験実施事業の実施

数値目標名	介護支援専門員実務研修受講試験受験申込者数						
目標設定の考え方	介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格を満たす方が本試験の趣旨を理解し、その上でより多くの方に受験してもらえよう受験者増をめざす。						
目標値の設定根拠	過去の受験者申込者数の増減及び実現可能性を考慮し、5年後の目標値(受験者申込者数)を3,500名に設定し、単年度ごとに割り振った。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	3,396人	3,415人	3,430人	3,450人	3,465人	3,485人	3,500人

挑戦13 福祉人材を育成する

61 社会福祉従事者研修事業の推進

数値目標名	社会福祉従事者研修事業参加者の満足度						
目標設定の考え方	研修終了後のアンケート結果から、受講満足度を測り、より一層効果的な研修の企画・実施を図る。						
目標値の設定根拠	研修毎に受講者は変わるが、過去2年間（H23：81.4％、H24：82.9％）以上の満足度を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	82.9%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%

約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む

挑戦14 市町村社協と共に考え共に進む

74 社会福祉施設の地域貢献活動への支援

数値目標名	助成社協数（活動目標）						
目標設定の考え方	助成申し込みのあった社協数。						
目標値の設定根拠	1年に新規3ヶ所の助成で、最長3年間しか助成できないため、最大年間9ヶ所の助成を目標として継続する。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	6ヶ所	8ヶ所	9ヶ所	9ヶ所	9ヶ所	9ヶ所	9ヶ所

使命５ 前進する県社協（県社協の組織の充実）

約束８ 歩み続ける県社協

挑戦２０ 人が育つ・人を育てる

83 市町村社協職員等との相互交流の実施

数値目標名	実務研修生受入れ又は相互交流の相手方市町村社協数						
目標設定の考え方	受入れ又は交流相手方となる市町村社協数。						
目標値の設定根拠	実務研修生の受入実績はH19及びH23に各１ヶ所であったので、ほぼ同様の3～4年に１ヶ所を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	0ヶ所	1ヶ所			1ヶ所		

挑戦２１ しなやかな組織づくり

86 会員拡大事業の推進

数値目標名	県社協会員数						
目標設定の考え方	会員制度の基盤強化を図るため、会員数の増化をめざす。						
目標値の設定根拠	H24数値の10%増を目標とする。						
目標値	H24現状	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	932施設等	947施設等	962施設等	978施設等	993施設等	1,008施設等	1,025施設等